

# 福祉有償運送の手引き



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和4年10月

埼玉県

## ～ 福祉有償運送関係問い合わせ窓口 ～

### <埼玉県企画財政部交通政策課> (登録等の窓口)

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当

電話：048-830-2239 FAX：048-830-4742

e-mail a2220-11@pref.saitama.lg.jp

### <埼玉県福祉部福祉政策課> (運営協議会支援)

(郵便番号、住所は上記に同じ)

埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

電話：048-830-3391 FAX：048-830-4801

e-mail a3380-07@pref.saitama.lg.jp

### <国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局> (道路運送法関係)

〒331-0077

埼玉県さいたま市西区大字中釘 2154-2

国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局 輸送担当

電話：048-624-1835 FAX：048-783-4191

### ■介護保険関係

埼玉県福祉部高齢者福祉課及び県福祉事務所

※ 各課所の所管市町村及び連絡先は下記のURLから確認してください。

[http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/  
shinsei-madoguchi.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/shinsei-madoguchi.html)

### ■障害児・者生活サポート事業関係

埼玉県福祉部障害者支援課 地域生活支援担当

電話：048-830-3317 FAX：048-830-4783

### ■さいたま市内の団体の問い合わせ先

○福祉有償運送関係	福祉総務課	048-829-1254
○介護保険事業者指定関係	介護保険課	048-829-1265
○障害児・者生活サポート事業関係	障害支援課	048-829-1308

◆福祉有償運送のホームページ◆

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/yusyounsou/>

# 目 次

福祉有償運送とは	1
福祉有償運送の登録要件	1
福祉有償運送の新規登録申請について	5
変更登録の申請の際に提出する書類	7
旅客から収受する対価を変更する場合に提出する書類	8
登録事項（軽微な事項）を変更する場合に提出する書類	9
更新登録の申請の際に提出する書類	10
登録を受けた運送者が作成し、事務所等に備えて置く書類	12
登録後、重大な事故や苦情が発生した際に提出する書類	13
登録後、埼玉県（交通政策課）に提出する書類	13
登録後、運営協議会（市町村）に提出する書類	14
廃止届出	14
X 運営協議会等	15
XIV 様式編	26
X 資料編	68

## 福祉有償運送とは

福祉有償運送は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年）命省令第75号）第49条第2号に定められており、移動に制約のある者に対して、タクシー等の公共交通機関では十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村又は特定非営利活動法人等が福祉車両等を使用して営利を目的とせず、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス（乗降介助を含む）を行うことをいいます。

福祉有償運送を行うには、利用者の居住する市町村から書面により移動に制約のある者の移送について依頼を受け、県知事又は市町村長が主宰する地区福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）の合意を得た後、埼玉県に登録を受ける必要があります。

なお、国土交通省（埼玉運輸支局）が所管していた福祉有償運送の事務・権限については、平成28年4月に埼玉県に移譲されました。埼玉県における登録等の手続きを行う担当課は、企画財政部交通政策課が窓口となっています。

## 福祉有償運送の登録要件

福祉有償運送の登録を得るには、登録要件全てを満たす必要があります。

### 1 運送主体（有償運送の登録申請者）

営利を目的としない次の法人・団体に限られています。

- (1) 市町村
- (2) NPO法人
- (3) 一般社団法人又は一般財団法人
- (4) 地縁団体（地方自治法における認可団体に限る）
- (5) 農業協同組合
- (6) 消費生活協同組合
- (7) 医療法人
- (8) 社会福祉法人
- (9) 商工会議所
- (10) 商工会
- (11) 営利を目的としない法人格を有しない社団（代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道路運送法第79条の4第1項第1号～3号のいずれにも該当しない者であること）

バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできます。

### 2 運送の区域

運送の区域は、原則、運営協議会を管轄する市町村のうち協議により定められた区域となります。行き先等に制限はありませんが、発地（乗車する場所）又は着地（降車する場所）のいずれかが運送の区域内であることが必要です。

### 3 運送の対象

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であるとして会員登録された次に掲げる者及びその付添人である場合。

- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する「精神障害者」
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する「知的障害者」
- ニ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する「要介護認定を受けている者」
- ホ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第2項に規定する「要支援認定を受けている者」
- ヘ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析・肝機能障害などを含む）、知的障害、精神障害その他の障害を有する者（自閉症、学習障害などの発達障害を含む）

### 4 使用車両

#### (1) 福祉車両

次の2種類4タイプです。

車いす・ストレッチャーのまま乗降できる装置を設けた車両



リフト

乗降を容易にするための装置を設けた車両



スロープ



リフトアップシート



回転シート

## (2) 乗車定員が11人未満の自動車（セダン型車両）

使用に当たっては、各地区福祉有償運送運営協議会が定める取扱い等に留意してください。なお、用途が「貨物」となっている自動車は使用できません。使用車両は、運送主体が使用権原を有していることが必要です。使用権原を有している車両とは、次のものをいいます。

車検証の使用者の欄に運送主体である法人名が記載されているもの

貸借契約を締結した書面（使用車両を明示のこと）又は使用承諾書が作成されているもの

### 留意事項

使用車両には、自動車の両側面に次の事項を表示しなければなりません。

- |                |   |                     |
|----------------|---|---------------------|
| イ) 登録を受けた法人の名称 | } | 文字の大きさは             |
| ロ) 「有償運送車両」の文字 |   | 縦横それぞれ5センチメートル以上です。 |
| ハ) 登録番号        |   |                     |

貸借契約書には、有償運送の管理運営、事故発生、苦情等について、責任の所在が運送主体にあることを明示すること。

貸借契約を締結した車両を使用する際には、利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先を明瞭に表示すること。

## 5 運転者

次に該当する運転免許等が必要です。

### (1) 福祉車両

普通第2種免許

普通第1種免許

普通第1種免許の場合は、国土交通大臣が認定する「福祉有償運送運転者講習」又は(社)全国乗用自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者であること。

ただし、埼玉県交通政策課への申請から遡って2年間に運転免許停止処分を受けていないこと。

### (2) セダン型車両

福祉車両の又はの要件に加え、次のいずれかの要件を備える運転手、又は次のいずれかの要件を備える者を乗務させる必要があります。

介護福祉士の登録者

国土交通大臣が認定する「セダン等運転者講習」を修了した者又は国土交通大臣が認める要件を備えている者

(社)全国乗用自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」を修了した者

介護員養成研修を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者

## 6 損害賠償措置

次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約が必要です。

また、登録中は から までを常に維持しなければなりません。

対人賠償の限度額が1人につき8000万円以上

対物賠償の限度額が1事故につき200万円以上

運送主体の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと

保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと

すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること

持ち込み車両であっても運送主体が保険契約者となっていること。もしくは、持ち込み者が契約する保険等が、福祉有償運送に対応するものであることや、常に契約されていることを、運送主体の責任において確実に把握できること。

## 7 運送の対価（料金）

運送の対価（料金）は、タクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内を目安に、運送主体が設定してください。

『福祉有償の運送対価設定の考え方』

運送対価の設定については、以下のとおりとしています。

- ・ 距離制運賃（乗車から降車地点の利用距離による）
- ・ 時間制運賃（運送開始（出庫）から終了（利用者が下車）までの実拘束時間による）
- ・ 待料金

ただし、待料金は、距離制運賃による運送（例1）の場合、利用者の要求により待機時間が発生した場合のみ適用となります。時間制運賃による運送（例2）の場合、待機時間が発生してもその待機時間と待ち時間は重複するため、待料金を適用することはできません。

### （例1）距離制による運賃

利用者宅	目的地		（利用者宅から目的地までの距離による運賃）
	目的地	利用者宅	（目的地から利用者宅までの距離による運賃）
利用者宅	目的地	利用者宅	

（利用者宅から目的地を経由して利用者宅までの距離による運賃）

### （例2）時間制による運賃

利用者宅	目的地	利用者宅	
------	-----	------	--

（運送開始（出庫）から運送終了（利用者が下車）までの連続した時間による運賃）

## 8 管理運営体制

毎日の運行管理、整備管理の責任者（運行管理責任者が、やむを得ず不在となることがある場合は、代行者を設定）、事故防止についての教育及び指導体制、事故発生時の連絡体制、苦情処理体制等を定めてください。

車両を5台以上保有する場合は、運行管理の責任者は次のいずれかの要件を備える必要があります。

- 旅客運行管理者の資格を有する者
- 旅客運行管理者基礎講習修了者
- 安全運転管理者の資格要件を具備する者

## 9 欠格事由

法人の役員全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までの欠格事由に該当していないことが必要です。

また、営利を目的としない法人格を有しない社団の場合は代表者が道路運送法第79条の4第1項第1号から第3号のいずれにも該当しない者であることが必要です。

## 福祉有償運送の新規登録申請について

登録申請に当たっては、運送区域となる市町村が主宰する運営協議会で合意される（協議が調う。）ことが必要となります。運送主体は、運営協議会の協議が調った後に、埼玉県交通政策課に登録申請を行います。登録申請には、申請手数料として埼玉県収入証紙 1 万 5 千円が必要になります。

### 1 運営協議会に提出する書類

運営協議会での協議を行うために、次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

No.	提出書類	様式番号	
1	<a href="#">自家用有償旅客運送の登録申請書案の提出について</a>	協議会・様式第 1-1 号	
2	<a href="#">自家用有償旅客運送の登録の申請</a>	県・様式第 2-1 号	
3	申請者である法人等の定款（財団法人にあっては寄付行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）	-	
4	<a href="#">宣誓書</a> 【いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類】	県・様式第 3 号	
5	<a href="#">車両一覧</a>	県・参考様式第 1 号	
6	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	A：自動車車検証の写し	-
		B：車検証に記載されている使用者の氏名が申請する法人名と異なる場合には、自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書が必要 <a href="#">福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）</a>	-
7	<a href="#">運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿</a> <a href="#">乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿</a>	各運転者が要件を備えていることを証する書類を添付	県・様式第 4 号
		【福祉車両】 (1) 運転免許の写し (2) 国土交通大臣が認定する講習（福祉有償運送運転者講習）の修了証のコピー等（第 2 種運転免許を受けていない場合のみ必要）	



		<b>【セダン型車両】</b> (1) 介護福祉士の登録証の写し (2) 国土交通大臣が認定する講習(セダン等運転者講習)の修了証等のコピー等 (3) 国土交通大臣が認める要件を備えていることを証する書類	
8	<a href="#">運行管理の責任者就任承諾書</a>	5両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にとっては、運行管理者資格証の写し等を添付	県・様式第6号
9	<a href="#">運行管理の体制等を記載した書類</a>	-	県・様式第7号
10	<a href="#">運送しようとする旅客の名簿</a> ・身体状況等態様ごとの会員数		県・参考様式第八号
11	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類	保険契約申込書の写し、見積書の写し等	-
		<a href="#">宣誓書</a> (保険契約申込書等の写しが添付できない場合)	県・様式第8号
12	<a href="#">自家用有償旅客運送に係る旅客から收受する対価に関する申請書</a>		協議会・様式第2-1号
13	運行管理に関する事項を定めた書類	<a href="#">運行管理マニュアル(例)</a>	-

## 2 埼玉県(交通政策課)に提出する書類

登録申請を行うために、次の書類を埼玉県知事に提出します。

No.	提出書類	様式番号
1	運営協議会へ提出した1の「No.2から11」の書類 登記事項証明書は原本(直近概ね3か月以内に取得したものを)を提出	-
2	<a href="#">運営協議会において協議が調ったことを証する書類</a>	県・様式第2-5号
3	<a href="#">証紙貼付用紙(新規登録用)</a>	

## 変更登録の申請の際に提出する書類

変更登録を行う場合の変更登録申請書は、福祉有償運送を実施する団体が埼玉県知事に提出します。変更登録申請に当たっては、運送区域となる市町村が主宰する「運営協議会」で、「運送の区域の拡大」、「旅客の範囲の拡大」又は「運送の種別の変更」について、合意される（協議が調う。）ことが必要です。

### 1 運営協議会に提出する書類

運営協議会での協議を行うために、次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

#### (1) 運送の区域を拡大する場合、旅客の範囲を拡大する場合

No.	提出書類	様式番号
1	自家用有償運送旅客運送の変更登録申請書案の提出について	協議会・様式第 1-3 号
2	自家用有償旅客運送の変更登録の申請書	県・様式第 2-3 号
	添付書類	(1) 拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制等を記載した書類 【県・様式第 7 号】 旅客の範囲を拡大する場合は不要 (2) 運送しようとする旅客の名簿 【県・参考様式第八号】 (3) その他変更に伴い内容が変更されることとなる書類
3	自家用有償旅客運送者登録証（新規登録申請の際に交付された登録証の写し）	-

拡大する運送区域が、登録済みの運営協議会とは異なる運営協議会に係る場合は、上記の資料に加え、料金表等を提出する必要がありますので、事前にご確認ください。

#### (2) 運送の種別を変更する場合

No.	提出書類	様式番号
1	自家用有償運送旅客運送の変更登録申請書案の提出について	協議会・様式第 1-3 号
2	自家用有償旅客運送の変更登録の申請書	県・様式第 2-3 号

	添付書類	(1) 拡大しようとする運送の区域における <u>運行管理の体制等を記載した書類</u> 【県・様式第7号】 (2) <u>運送しようとする旅客の名簿</u> 【県・参考様式第八号】 (3) その他変更に伴い内容が変更されることとなる書類
3	自家用有償旅客運送者登録証 (新規登録申請の際に交付された登録証の写し)	-

2 埼玉県（交通政策課）に提出する書類  
変更登録申請を行うために、次の書類を埼玉県知事に提出します。

No.	提出書類	様式番号
1	運営協議会へ提出した1の「No.2」の書類	-
2	自家用有償旅客運送者登録証（原本） 旅客の範囲の拡大の場合は写しを提出	-
3	<u>運営協議会において協議が調っていることを証する書類</u>	県・様式第2-5号
4	<u>証紙貼付用紙（変更登録用）</u> 旅客の範囲の拡大の場合は収入証紙の提出は不要	

### 旅客から収受する対価を変更する場合に提出する書類

旅客から収受する対価を変更する場合には、運営協議会で協議が調ったことを証する書類を交付されることが必要です。

なお、埼玉県知事に変更の申請は必要はありません。

次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

No.	提出書類	様式番号
1	<u>自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する変更申請書</u>	協議会・ 様式第2-2号

## 登録事項（軽微な事項）を変更する場合に提出する書類

「運送の区域の拡大」、「旅客の範囲の拡大」、「運送の種別の変更」以外の登録事項を変更する場合には、軽微な変更届出が必要となります。

変更のあった日から 30 日以内に、埼玉県知事へ「登録事項変更届出書」を提出しなければなりません。

また、軽微な事項を変更する際には、事前又は事後に運営協議会への報告を行う必要があります。

なお、運営協議会への報告の方法は、それぞれの運営協議会によって取扱いが異なりますので、市町村の担当課へ御相談ください。

### 提出が必要な手続き一覧

#### 1 運営協議会に提出する書類

運営協議会へ報告するために、次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

N o.	提出書類	様式番号
1	自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書の（写し）の提出について	協議会・様式第 1-4 号
2	自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書	県・様式第 2-4 号
	添付書類	変更に伴い内容が変更されることとなる書類
3	自家用有償旅客運送者登録証 （新規登録申請の際に交付された登録証の写し）	-

### 添付書類の種類

1. 定款等の書類  
申請者である法人等の定款（財団法人にあっては寄付行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）
2. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
3. 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
4. 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類
5. 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
6. 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
7. 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
8. 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
9. 運送しようとする旅客の名簿
10. 宣誓書（代表者が変更する場合）

- 2 埼玉県（交通政策課）に提出する書類  
次の書類を埼玉県知事に提出します。

No.	提出書類	様式番号
1	<a href="#">自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書</a>	県・様式第 2-4 号
	添付書類	変更に伴い内容が変更されることとなる書類
2	自家用有償旅客運送者登録証（原本） 登録証の内容に変更がある場合のみ提出	

### 更新登録の申請の際に提出する書類

登録の有効期間の満了後、引き続き福祉有償運送を行おうとする場合には、有効期間の更新登録を受けなければなりません。

更新登録を行う場合の登録申請書は、福祉有償運送を実施する団体が埼玉県知事に提出することになります。更新登録の申請に当たっては、新規登録と同様に、運送区域となっている市町村が主宰する「運営協議会」で合意される（協議が調う。）ことが必要です。

なお、更新登録申請に必要な書類は、基本的には新規申請と同じ書類になります。

#### 1 運営協議会に提出する書類

運営協議会での協議での協議を行うために、次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

No.	提出書類	様式番号
1	<a href="#">自家用有償旅客運送の更新登録申請書案の提出について</a>	協議会・様式第 1-2 号
2	<a href="#">自家用有償旅客運送の更新登録の申請書</a>	県・様式第 2-2 号
3	申請者である法人等の定款（財団法人にあっては寄付行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）	-
4	<a href="#">宣誓書</a> 【いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類】	県・様式第 3 号
5	<a href="#">車両一覧</a>	県・参考様式第 1 号

6	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	A：自動車車検証の写し	-
		B：車検証に記載されている使用者の氏名が申請する法人名と異なる場合には、自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書が必要 【福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）】	-
7	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿 乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿	各運転者が要件を備えていることを証する書類を添付	県・様式第4号
		【福祉車両】 (1) 運転免許の写し (2) 国土交通大臣が認定する講習(福祉有償運送運転者講習)の修了証のコピー等(第2種運転免許を受けていない場合のみ必要)	
		【セダン型車両】 (1) 介護福祉士の登録証の写し (2) 国土交通大臣が認定する講習(セダン等運転者講習)の修了証等のコピー等 (3) 国土交通大臣が認める要件を備えていることを証する書類	
8	運行管理の責任者の就任承諾書	5両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し等を添付	県・様式第6号
9	運行管理の体制等を記載した書類	-	県・様式第7号
10	<u>運送しようとする旅客の名簿</u> ・身体状況等態様ごとの会員数		県・参考様式第八号
11	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類	保険契約申込書の写し、見積書の写し等	-
		宣誓書 (保険契約申込書等の写しが添付できない場合)	県・様式第8号
12	<u>自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する申請書</u>		協議会・様式第2-1号
13	運行管理に関する事項を定めた書類	<u>運行管理マニュアル(例)</u>	-

- 2 埼玉県（交通政策課）に提出する書類  
次の書類を埼玉県知事に提出します。

No.	提出書類	様式番号
1	運営協議会へ提出した、1の「No.2 から 11」の書類 登記事項証明書は原本(直近概ね3か月以内に取得したものを)を提出	-
2	運営協議会において協議が調ったことを証する書類	県・様式第2-5号
3	自家用有償旅客運送者登録証（原本）	-

### 登録を受けた運送者が作成し、事務所等に備えて置く書類

登録を受けた運送者は、運行管理体制、整備管理体制の整備等「輸送の安全及び旅客の利便の確保措置」を講じなければならないことから、道路運送法施行規則に基づき必要な書類を作成するとともに、事務所ごとに備えて置かなければなりません。

なお、これらの書類は登録運送者において必ず作成する必要があります。埼玉県知事による監査等において確認を行う場合があります。

以下の書類を作成して事務所ごとに備えて置きます。

No.	提出書類	様式番号
1	旅客から収受する対価	-
2	安全な運転のための確認表	県・参考様式第二号
3	乗務記録	県・参考様式第ホ号
4	運転者台帳	県・参考様式第八号
5	運転者証	県・参考様式第ト号
6	自家用有償旅客運送者登録証（写し）	-
7	運送しようとする旅客の名簿・身体状況等態様ごとの会員数	県・参考様式第八号
8	事故の記録	県・参考様式第チ号
9	苦情処理簿	県・参考様式第リ号
10	自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧	県・参考様式第イ号

## 登録後、重大な事故や苦情が発生した際に提出する書類

登録後、重大事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、その他国土交通省令で定める事項を埼玉県知事に届け出なければなりません。

また、利用者等からの苦情のうち、制度に関わるものや他の運送主体に影響あるもの、運送主体では対応困難なものについては、運営協議会に報告書類を提出します。

### 1 運営協議会に提出する書類

事故や苦情が発生した場合には、次の書類を運営協議会（市町村）に提出します。

No.	提出書類	説明	様式番号
1	<a href="#">自動車事故報告書</a>	人身事故(搭乗者を含む)及び重大な物損事故が発生した場合、30日以内に報告書を提出する。	県・別記様式(第3条関係)
2	<a href="#">自動車事故報告書の提出について</a>	自動車事故報告書の写しを市町村に提出する際の書類	協議会・様式第6号
3	<a href="#">福祉有償運送苦情対応報告書</a>	利用者等からの苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体にも影響のあるもの及び運送主体では対応困難なものを報告する。	協議会・様式第7号

### 2 埼玉県（交通政策課）に提出する書類

重大な事故が発生した場合には、次の書類を埼玉県知事に提出します。

No.	提出書類	様式番号
1	<a href="#">自動車事故報告書</a>	県・別記様式(第3条関係)



## 登録後、埼玉県（交通政策課）に提出する書類

旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、前年4月1日から3月31日までの福祉有償運送の実績報告書を提出しなければなりません。

次の書類を、毎年5月31日までに埼玉県知事へ1通提出します。

No.	提出書類	様式番号
1	<a href="#">自家用有償旅客運送輸送実績報告書</a>	県・第6号様式（第2条の2関係）

## 登録後、運営協議会（市町村）に提出する書類

登録を受けた運送者は、上半期（4月～9月）、下半期（10月～3月）の2回に分けて福祉有償運送の実績報告書を提出します。

次の書類を運営協議会（市町村）へ提出します。

No.	提出書類	様式番号
1	<a href="#">自家用有償旅客運送輸送実績報告</a>	協議会・様式第8号
2	<a href="#">運送しようとする旅客の名簿・身体状況等 態様ごとの会員数</a>	県・参考様式八号
3	<a href="#">運転者の一覧</a>	県・参考様式口号
4	<a href="#">福祉有償運送事故報告書</a>	協議会・様式第9号
5	<a href="#">福祉有償運送苦情対応報告書</a>	

## 廃止届出

廃止届出の提出については次の様式を参考にしてください。

No.	提出書類	様式番号
1	<a href="#">廃止届出</a>	参考様式

廃止届出の提出の際は、現在の登録証（原本）と「自家用有償旅客運送輸送実績報告書」をあわせて御提出いただくようお願いします。

## 運営協議会等

福祉有償運送の新規・変更・更新の登録申請にあたっては、運送の区域の所在する市町村が主宰する「福祉有償運送運営協議会」または「地域公共交通会議」（以下、福祉有償運送運営協議会と地域公共交通会議を併せて「運営協議会等」と言う。）で、福祉有償運送の必要性について合意される（協議が調う）ことが必要です。

運営協議会等の設置及び運営に関するガイドラインは、別添資料のとおりとなっています。このガイドラインは、改正道路運送法に基づき、運営協議会等の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対して法改正の趣旨を周知徹底するために作成されたものですので、このガイドラインに基づき運営協議会等を運営することとなります。

以下、このガイドラインに係る補足事項を記載します。

### < ガイドライン「1．会議等の目的」に係る補足事項 >

#### 1 埼玉県内の運営協議会等

埼玉県においては、地域福祉の推進主体が市町村であることや、NPOの活動状況が地域によって異なることなどから、市町村ごとに地域の実態に応じて運営協議会が設置されることを基本としつつ、市町村域を越えるNPO等の活動実態や関係団体からの要望等を踏まえ、県内を11地区（単独主宰するさいたま市を加えると12地区）に分けて、複数市町村が運営協議会を共同で設置しています。

なお、運営協議会の設置に当たり、運営協議会の事務取りまとめを行う事務局市町村を設置すること、事務局は地区内において建制順に順次各市町村が担当することを県から提案しましたが、各地区の状況により、これと異なる規定を要綱に定めた場合はその規定によるものとしています。なお、県内では地域公共交通会議の設置はありません。

### < ガイドライン「2．会議等の設置及び運営」に係る補足事項 >

#### 2 運営協議会の運営等について

運営協議会（運送の区域の所在する市町村が主宰する運営協議会）において、当該区域内で福祉有償運送が必要であることについての協議が調うこと（合意されること）が、NPO等が登録（新規・変更・更新）申請を行うための条件となっています。そこで、登録申請をしようとするNPO等が計画的に申請手続きを行うことができるよう、定期的（例：四半期に1回開催など）に運営協議会を開催する必要があります。

また、運営協議会は、様々な立場の方々が委員に選ばれることとなりますので、十分に議論を尽くし、議事に対する委員の合意形成を図ることが運営の基本となります。そのためには、可能な限り登録申請書案等を各委員に事前配布し、必要に応じて意見を聴取するなど、運営協議会当日の協議を円滑に進める必要があります。

なお、1回の協議で「協議が調わない場合」は、次回に結論を持ち越したり、次回の協議が調いやすくなるよう、申請者に対して内容の改善が図れないか1回目の協議の場で確認することも必要です。ただし、そのような場合には、申請者の便宜を考えて、可能な限り近い時期に、次回の運営協議会の日程を設定する必要があります。

### 3 事務局市町村と地区内各市町村の役割

#### (1) 事務局市町村が行う事務

事務局市町村が行う事務は、次のものが考えられます。

##### 運営協議会委員の選任と委嘱

- ・ 各地区運営協議会設置要綱において定められた委員の選任及び委嘱を行います。

##### 会議の開催日決定等

- ・ 地区内市町村、委員等と日程の調整を行い、運営協議会の開催日を決定するとともに、会場を確保します。
- ・ 運営協議会委員及び申請者等に対して、運営協議会の開催について通知します。
- ・ 会議公開の要領等に基づき、運営協議会を公開する場合には、会議の日程、場所、議題等について、ホームページ等により周知します。

##### 会議の公開と傍聴手続きについて

- ・ 協議の透明性を高め、公平な運営を図るために、会議は原則として公開で開催し、会議録も公開することが望ましいとされています。ただし、個人情報等の保護に配慮する必要があるため、その取扱いについては、会議公開要領等で定める必要があります。なお、傍聴者に対しては会議公開の本旨と傍聴者の便宜に鑑み、可能な範囲で委員配布資料と同じ資料を配布します。
- ・ 資料を作成し、委員に事前送付します。なお、個人情報保護の観点から、資料のうち「旅客の名簿、運転者名簿、就任承諾書、自家用自動車の提供と使用に関する契約書等」については、申請者から提出された個人情報削除された書類を、運営協議会用資料として提出します。

##### 会議の開催・議事録作成

- ・ 運営協議会の会場設営、会場での資料配布、傍聴者の対応を行うとともに、必要に応じて会長の議事進行を支援します。
- ・ 会議公開要領に基づき、運営協議会の議事録を作成し、運営協議会委員及び申請者に送付するとともに、ホームページ等で公表します。

##### 協議結果の通知

- ・ 協議結果について、委員及び申請者に通知するとともに、必要に応じて関係市町村＝運送の区域がある市町村（運送の区域が複数ある場合には、NPO等所在市町村）を通じて、書類又は内容の補正指導等を行います。協議が調った旨を申請者に通知する場合は、登録申請書及び登録証の写しを、運営協議会事務局市町村及び関係市町村に提出するよう付記します。
- ・ 運営協議会の協議が調ったNPO等申請者の登録申請及び登録の状況については、直近の次回運営協議会でまとめて報告します。

申請者あて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議が調った場合 運営協議会において協議が調ったことを証する書類&lt;県・様式第2-5号&gt;</li> <li>・ 協議が調わなかった場合 運営協議会の協議結果について&lt;協議会・様式第3号&gt;</li> </ul>
委員あて	運営協議会の協議結果について<協議会・様式第4号>

## 登録後

- ・ 関係市町村 = 運送の区域がある市町村（運送の区域が複数ある場合には、NPO等所在市町村）を通じてNPO等から提出される自家用有償運送輸送実績報告（上・下期報告用）を運営協議会に提出し、NPO等からの報告を踏まえて協議に諮ります。
- ・ 運営協議会においては、各NPO等が適切に運営しているか確認するとともに、必要に応じて、運営協議会での指導・助言内容をまとめ、運営協議会事務局市町村から文書で送付します。
- ・ 地区内市町村から、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、運営協議会において対応を協議します。

## （２）各市町村が行う事務

各市町村が行う事務は、次のものが考えられます。

### 運営協議会委員の選任と委嘱

- ・ 各地区運営協議会設置要綱において定められた委員の選任及び委嘱を行います。

### 運営協議会委員の選任

- ・ 各市町村で選任することとされた運営協議会委員を選任し、委員の氏名、住所、連絡先等を事務局市町村に提出します。

### 会議開催の事前広報

- ・ 運営協議会の開催に先立って、会議の日程、場所、議題等について、関係市町村の既存広報媒体等により広報します。

### 申請団体との事前調整等

#### <関係市町村及び主たる事務所の所在地市町村>

- ・ NPO等との調整窓口として、登録申請への誘導と福祉有償運送の登録の要件等の説明等を行います。個別の相談に際しては、申請書類一覧等に基づき、福祉有償運送の要件や提出する書類について説明します。
- ・ 提出された申請書案に基づき、実体的要件が規則で定められた基準を満たしているか。また、必要とされる書類が揃っており、運営協議会での協議が円滑に進められるよう申請内容が正確に記載されているか、申請書チェックシートを作成して確認します。
- ・ 書類の内容が確認できたら、当該市町村以外に運送の区域となる市町村（利用会員が在住する市町村）= 申請書案が提出される予定の関係の市町村がある場合には、その旨を通知します。また、申請書案が提出された後に書類を補正した場合には、当該部分の写しを関係市町村に送付します。
- ・ 申請書案について疑義が生じた場合は、必要に応じて、埼玉運輸支局と調整します。
- ・ 確認後の申請書案に基づき、申請の概要を作成し、申請書案に添付して、運営協議会事務局市町村に送付します。申請の概要に記載すべき内容は道路運送法施行規則に規定されている「福祉有償運送の要件」です。
- ・ なお、地区内で複数の市町村を運送の区域とする団体がある場合には、主たる事務所の所在地である市町村が取りまとめ役となり、運営協議会事務局市町村に送付します。
- ・ 運営協議会事務局市町村から運営協議会の意見が通知された場合には、NPO等に資料補正や要件の確認のための措置を指示します。

福祉有償運送の必要性の評価と運営協議会事務局市町村との事前調整  
<関係市町村又は主たる事務所の所在地市町村>

- ・ 当該市町村内における福祉有償運送の必要性を評価します。また、そのために必要な関係資料を用意して運営協議会に提出します。
  - ・ 運営協議会において確認された福祉有償運送の必要性の評価について、必要に応じて時点修正した資料を作成し、運営協議会事務局市町村に送付します。
  - ・ なお、地区内で複数の市町村を運送の区域とする団体がある場合には、主たる事務所の所在地である市町村が取りまとめ役となり、運営協議会事務局市町村との調整を行います。
  - ・ また、NPO等の主たる事務所の所在地市町村が地区外の場合には、当該地区内で最大利用会員のいる市町村が、NPO等所在地市町村に必要な事項を照会するとともに、運営協議会事務局市町村との調整を行います。
- 登録後
- ・ 登録後、年に2回（上半期は4～9月を10月末までに、下半期は10～3月を4月末までに）NPO等に対して、最新の旅客の名簿、運転者及び講習受講状況、事故、苦情対応等について報告書の提出を求め、内容を確認し、同資料を運営協議会事務局市町村に提出します。
  - ・ 利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、運営協議会において対応を協議するため、運営協議会事務局市町村に内容を通知します。
  - ・ 運営協議会で苦情や事故等への対応について協議が行われた場合には、運営協議会での協議内容に基づき、福祉有償運送の運営の改善を指導するとともに、指導結果を運営協議会に報告します。

#### 4 埼玉県の役割

##### (1) 埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議での情報交換

運営協議会における課題等を共有し円滑な協議と福祉有償運送の推進を目的として、埼玉県内の福祉有償運送に係る運営協議会を主宰する市町村（事務局担当市町村）と県（福祉事務所及び福祉政策課）で構成する「埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議」を設置しています。

なお、県域で活動する移送サービスネットワーク団体、タクシー関係団体等には、アドバイザーとして必要に応じて参加を要請します。事務局は埼玉県福祉部福祉政策課とし、福祉有償運送の適正な実施のために必要があるときに会議を開催し、情報交換や課題整理等を行います。

##### (2) 協議内容

この会議においては、登録の申請に関する疑義、運営協議会で判断が困難な事項、新たな解釈を必要とする事項、運営協議会の協議の円滑化に関する事項、福祉有償運送の適正実施に関する事項等を話し合い、情報と認識の共有化を図って課題解決に努めるとともに、必要に応じて国土交通省等に照会及び要望を行います。

##### (3) 各地区運営協議会との関係

本会議での確認事項等は、事務局市町村を通じて、地区内全市町村に通知し、地区内における情報と認識の共有化に努めてください。各地区運営協議会事務局は、同確認事項等を運営協議会に伝え、それに基づく運営を推進します。

< ガイドライン「3. 協議を行うに当たっての具体的指針」に係る補足事項 >

5 協議を行うに当たっての具体的指針

申請者に対しては、運営協議会を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、運営協議会（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとする。ただし、当該申請者が運営協議会に参加する場合にあっては、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。

6 必要性の判断について

(1) 運営協議会に各市町村が提出する情報

各市町村における移動制約者の状況（前年度末現在の次の数値）

- ・ この数値全体が移動制約者ということではなく、法令で認定されていない者の中にも移動制約者が存在しますが、客観的数値として把握できないので、この数値全体を移動制約者として輸送ニーズの分母と考えるものとしします。
- ・ このほか、特定疾患医療給付受給者数等移動制約者に関する客観的数値を把握していればその数値を追加します。

各市町村における公共交通機関の状況（前年度末現在の次の数値）

- ・ 国土交通省発表の前年度末現在の交通圏ごとのタクシー車両数
  - ・ 上記数値を交通圏内人口で割戻し、当該市町村人口を乗じた数値
- 福祉タクシー券の利用状況（前年度末現在の次の数値）
- ・ 対象者の区分、交付件数、利用件数

地域内におけるNPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動の状況（前年度の輸送状況）

- ・ 項目は、団体名、有償・無償の別、福祉車両・セダン型の別
- ・ 把握数値は、団体数、保有車両数、延べ輸送人員（片道：トリップ換算）等

7 必要性判断の基本的考え方

- ・ 当該地域におけるNPO等による福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得ますが、具体的には地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要です。
- ・ 福祉車両については、地域内の特別な状況がない限り、原則として、タクシー等の公共交通機関では移動制約者のニーズに対応できていない状況にあります。
- ・ セダン型等の一般車両についても、タクシーとは異なるニーズを担っていることを考慮した判断が必要です。
- ・ セダン型等の一般車両を使用する場合でも、福祉有償運送を行うNPO等は、介助が必要であるが福祉車両の使用に適していない視覚障害者、内部障害者、知的障害児者、精神障害児者等の移動制約者の移動支援という、一般のタクシーと異なるニーズと地域の支え合い活動を担っています。

- ・ この状況を踏まえ、交通圏内市町村人口比車両台数と地域内移動制約者数を比較し、前者が後者を上回るような特別の状況が確認されない限り、原則として、セダン型等の一般車両においてもタクシー等の公共交通機関では移動制約者のニーズに対応できていないと判断できます。
- ・ しかしながら、個別のNPO等の利用会員登録者数が多い場合、セダン型等の一般車両の使用台数が多く稼働率が高い場合などは、必要性を上回る供給のおそれがありますが、こうした個別のNPO等の状況に左右されて、地域内における福祉有償運送の必要性自体を判断すべきではありません。また、運営協議会は需給調整自体を話し合うことを目的にしていないので、対応する権限はありません。
- ・ 運営協議会での協議で重要なことは、上記の場合の背景となり得る、移動制約者でない者が利用会員に含まれていないか、登録された利用会員以外の者を輸送する前提となっていないか、運送の対価以外の料金を厚くすることで非営利とはいえない事業として成り立ち得ていないか等について、慎重に判断しなければなりません。

< ガイドライン「4．会議等の構成員」に係る補足事項 >

#### 8 埼玉県内の運営協議会等

埼玉県においては、複数市町村による共同設置の運営協議会であるため、市町村職員については、運営協議会が基本的には各市町村の主宰により設置されるものであることを考慮し、各地区内全ての市町村職員が委員として選任されることが望ましいと考えます。

< ガイドライン「5．会議等における協議」に係る補足事項 >

#### 9 運営協議会等の協議

##### (1) 運営協議会等において協議を整える方法について

「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(国自旅第145号平成18年9月15日)が、平成30年3月30日付けで改正され、自家用有償運送の活用にあ資する手続の合理化・効率化を図るプロセスがガイドライン化されました。

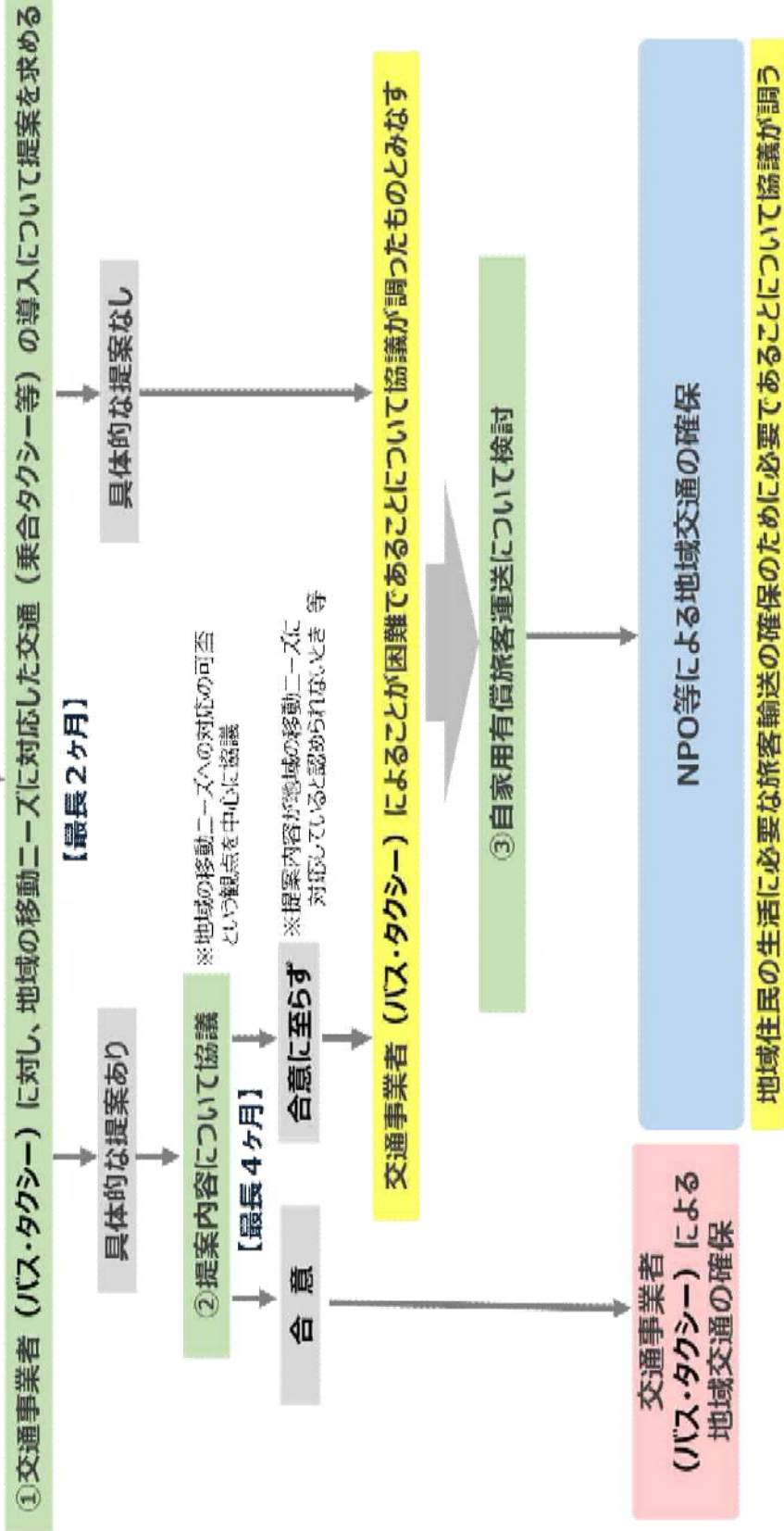
これにより、交通事業者の活用可能性や交通事業者への委託による自家用有償運送の検討を行う等の検討のプロセスが明確化され、また、検討プロセスを一定期間かけて行ったことをもって、自家用有償運送の導入に必要な合意が成立したとみなす取り扱いとなりました。また、この検討プロセスを導入して協議を行う場合は、要綱等にその旨を定める必要があります。

(要綱の例 別添参照)

※運営協議会がこれによらない協議を行う旨決議した場合は、プロセスによらないことも可能

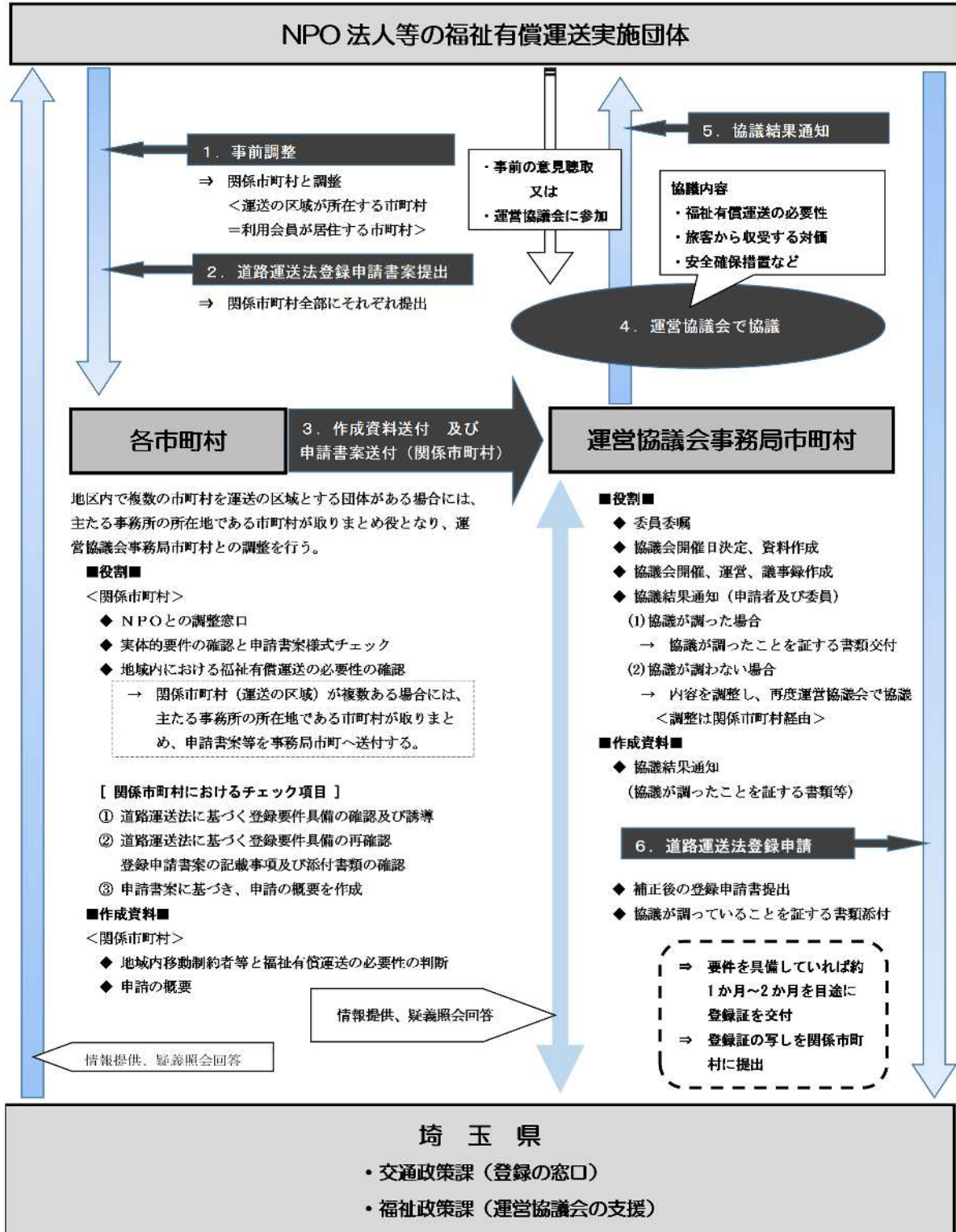
## 地域交通の検討プロセスに関するガイドライン（運営協議会）

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

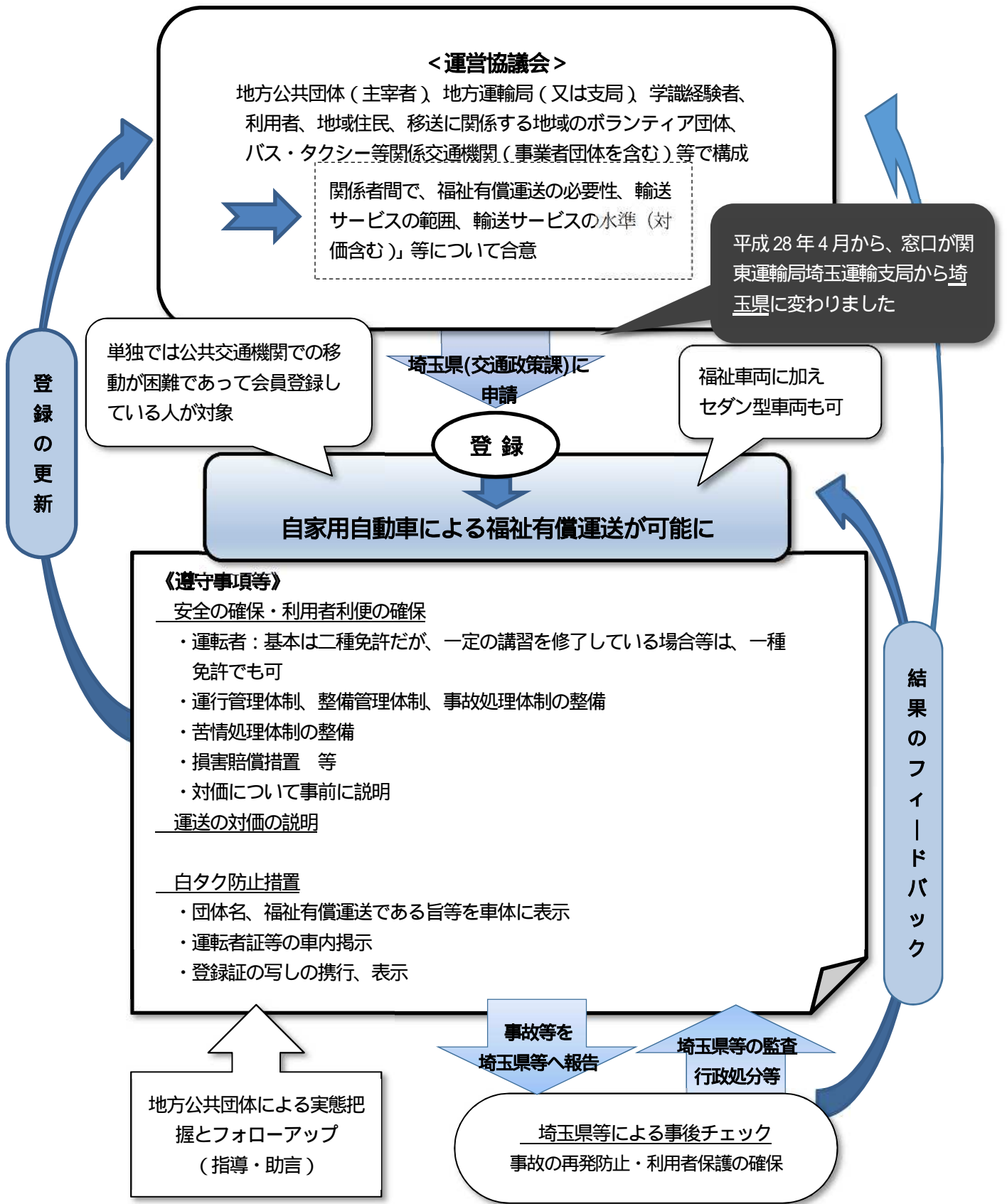




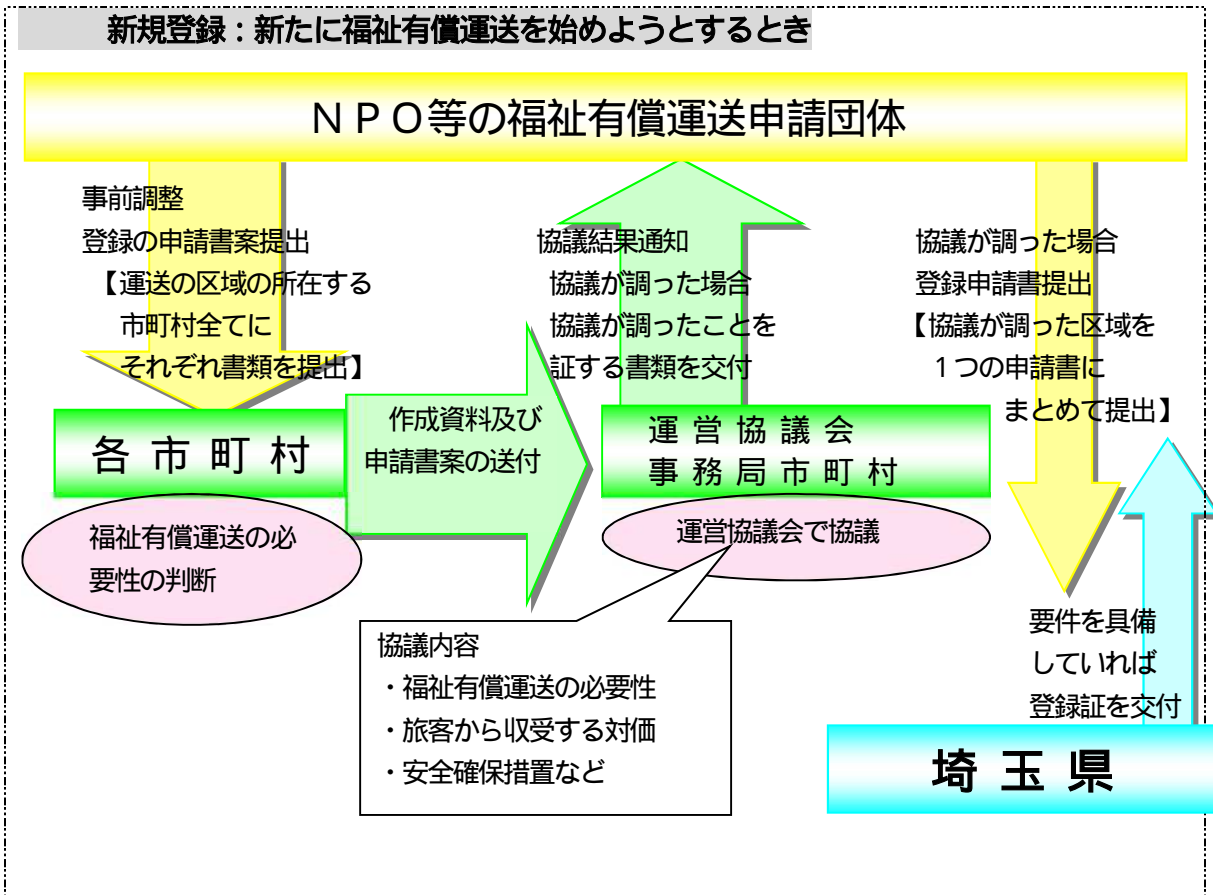
## 福祉有償運送登録(道路運送法第79条) 申請手続きの流れ



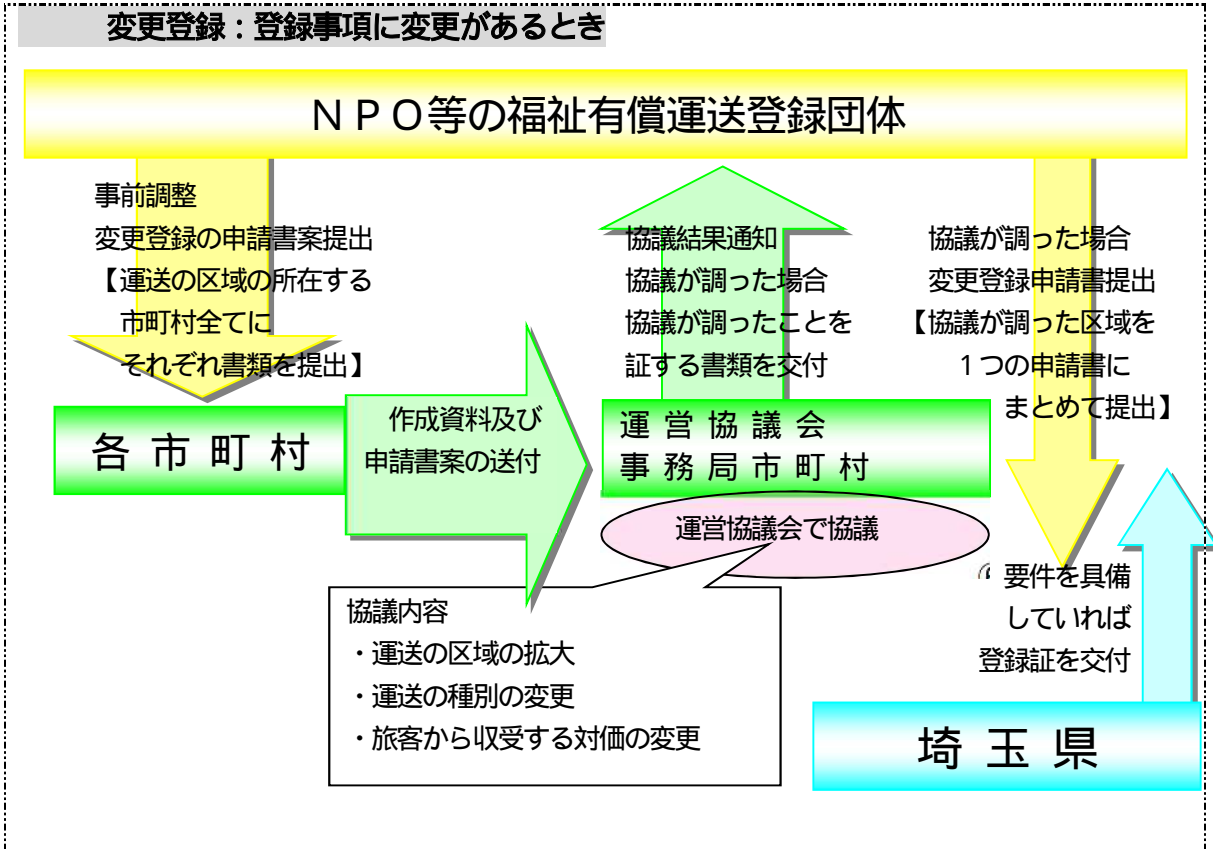
# 福祉有償運送のスキーム



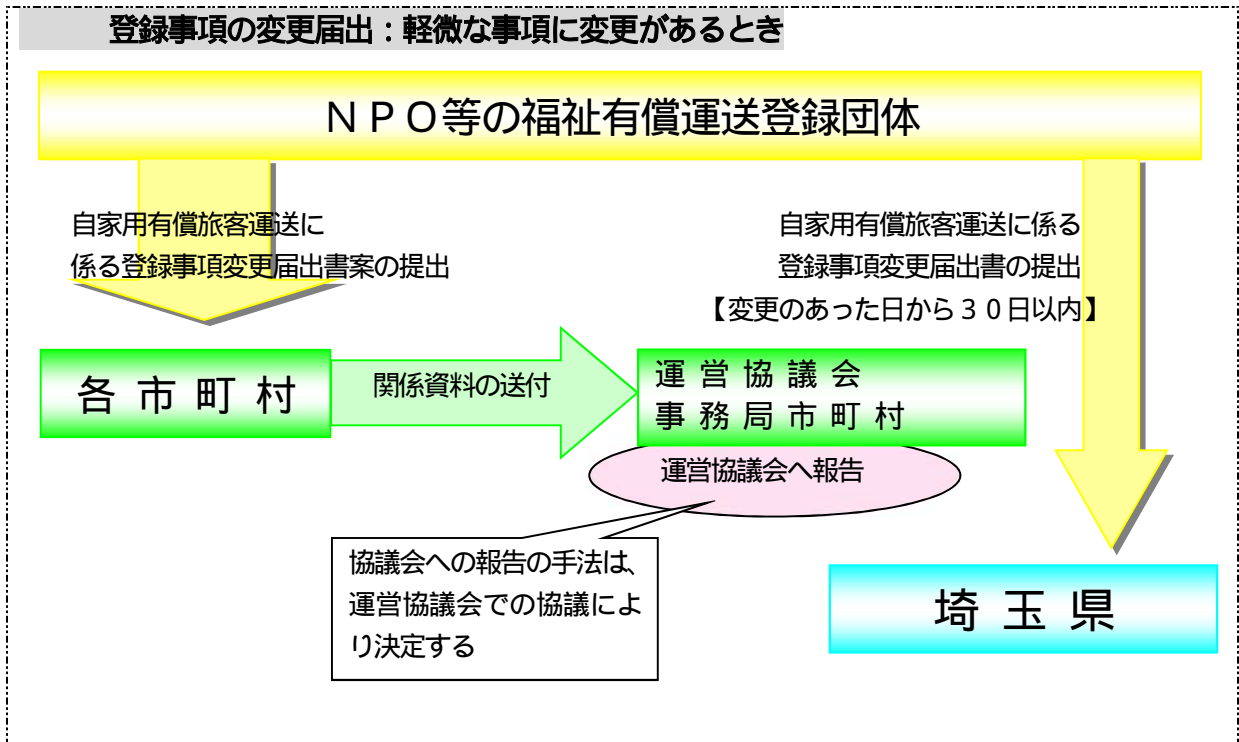
新規登録：新たに福祉有償運送を始めようとするとき



変更登録：登録事項に変更があるとき

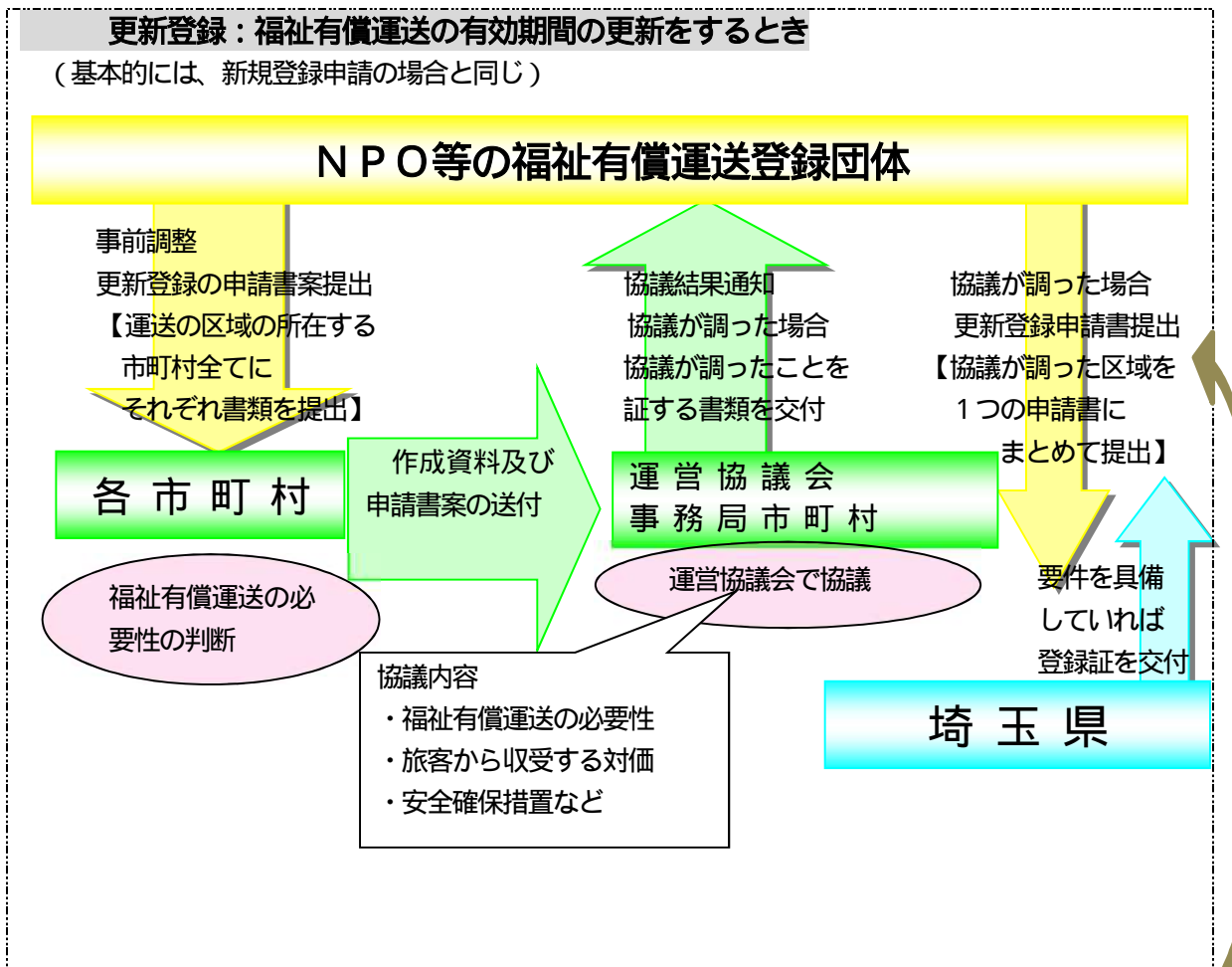


登録事項の変更届出：軽微な事項に変更があるとき



更新登録：福祉有償運送の有効期間の更新をするとき

(基本的には、新規登録申請の場合と同じ)



# XIV 様式編

(年号) 年 月 日

市(町村)長 様

特定非営利活動法人  
代表 × × × ×

自家用有償旅客運送の登録申請書案の提出について

このたび、自家用有償旅客運送(福祉有償運送)を行いたいので、別添のとおり登録申請書案を提出いたします。

つきましては、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

担当者名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
e-mail	

(年号) 年 月 日

市(町村)長 様

特定非営利活動法人  
代表 × × × ×

自家用有償旅客運送の更新登録申請書案の提出について

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、別添のとおり更新登録申請書案を提出いたします。

つきましては、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

担当者名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
e-mail	

(年号) 年 月 日

市(町村)長 様

特定非営利活動法人  
代表 × × × ×

自家用有償旅客運送の変更登録申請書案の提出について

このたび、自家用有償旅客運送(福祉有償運送)の登録事項の変更を行いたいの  
で、別添のとおり変更登録申請書案を提出いたします。

つきましては、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていた  
だきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

担当者名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
e-mail	



(年号) 年 月 日

市(町村)長 様

特定非営利活動法人  
代表 × × × ×

自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書(写し)の提出について

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項を変更いたしますので、別添のとおり報告いたします。

《添付資料一覧》 変更する事項に関連する書類全てを添付してください。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

< 問い合わせ先 >

担当者名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
e-mail	

(年号) 年 月 日

市(町村)長 様

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する申請書

自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価について、下記のとおり設定しましたので、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 距離制(旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定する方法)

運送の対価(運送サービスの利用に対する対価)

- ・ 初乗り：\_\_\_kmまで \_\_\_\_\_ 円
- ・ 加算：以後\_\_\_kmあたり \_\_\_\_\_ 円

乗車距離	法人名	タクシー料金の2分の1	タクシー料金
2km まで	円	円	円
3km	円	円	円
5km	円	円	円
10km	円	円	円

運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金：\_\_\_\_\_ 円
- ・ 待機料金：\_\_\_\_\_ 円
- ・ その他の料金：\_\_\_\_\_ 円(料金種別\_\_\_\_\_)

(注) その他の料金は、介助料(乗降介助に関する部分に限る。) 添乗料(運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金) ストレッチャー使用料、車いす使用料等をいう。



4 複数乗車（透析患者の透析のための輸送等について、1回の運行で複数の者の運送を行う方法）

運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

- ・ 旅客1人ずつから収受する対価 : \_\_\_\_\_ 円
- ・ 運送サービスに使用する車両の乗車定員 : \_\_\_\_\_ 人
- ・ 運送する人数 : \_\_\_\_\_ 人

運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金 : \_\_\_\_\_ 円
- ・ 待機料金 : \_\_\_\_\_ 円
- ・ その他の料金 : \_\_\_\_\_ 円（料金種別 \_\_\_\_\_）

（注）その他の料金は、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）ストレッチャー使用料、車いす使用料等をいう。

5 その他

当該申請書の他に、旅客から収受する対価の設定の基礎となる資料を提出すること。

【参考事項】 旅客から収受する対価の設定基準

運送の対価

- ・ 運送の対価は、地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね2分の1の範囲内であること。
- ・ 均一性など定額制による運送の対価は、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。
- ・ 距離制及び時間制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされること。
- ・ 複数乗車の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。
- ・ 複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められること。

運送の対価以外の対価

- ・ 運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること。

(年号) 年 月 日

市(町村)長 様

名 称  
住 所  
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する変更申請書

自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価について、下記のとおり変更したいので、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

記

【変更前】

\_\_\_\_\_ 制(距離制・時間制・定額制・複数乗車の種別を記入)  
運送の対価(運送サービスの利用に対する対価)  
\_\_\_\_\_ 円

運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金： \_\_\_\_\_ 円
- ・ 待機料金 : \_\_\_\_\_ 円
- ・ その他の料金： \_\_\_\_\_ 円(料金種別 \_\_\_\_\_)

【変更後】

\_\_\_\_\_ 制(距離制・時間制・定額制・複数乗車の種別を記入)  
運送の対価(運送サービスの利用に対する対価)  
\_\_\_\_\_ 円

運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金： \_\_\_\_\_ 円
- ・ 待機料金 : \_\_\_\_\_ 円
- ・ その他の料金： \_\_\_\_\_ 円(料金種別 \_\_\_\_\_)

【変更後の旅客から収受する対価の算出過程等を記入し、その基礎資料を添付すること】

(年号) 年 月 日

市(町村)長 様

特定非営利活動法人  
代表 × × × ×

自動車事故報告書の提出について

このたび、重大な事故が発生し、別添のとおり埼玉県知事に自動車事故報告書を提出しましたので、報告いたします。

<問い合わせ先>

担当者名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
e-mail	

**福祉有償運送苦情対応報告書**

市町村提出用

(年号) 年 月 日

受付方法	平成 年 月 日 :        ~        :	受付方法	来所 電話 文書 その他
------	---------------------------------	------	--------------

苦情申出者	フリガナ				歳
	氏名				
	郵便番号	-	TEL (自)	(勤)	
	苦情申出者住所				
	当事者との関係	本人 配偶者 子 兄弟 子の配偶者 その他家族 介護支援専門員 事業者 在介支職員 民生委員・その他			

当事者	フリガナ				歳
	氏名				
	郵便番号	-	TEL (自)	(勤)	
	当事者住所				
	区分 <small>(該当に つけてください)</small>	高齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者・その他			

種 別	苦情 相談 その他
-----	-----------

苦情内容分類	乗車中
	乗降の介助中
	利用料金等について
	その他

事業者	事業者名			
	事業者郵便番号		事業所TEL	
	事業者所在地			

苦情	主訴			
	苦情概要			

記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

対応	結果分類	説明納得	調整納得	終了	未了
	対応概要				

別添 有 ( 枚 資料名を簡潔に記入)  
無

個人情報保護の観点から、運営協議会の協議の場では、個人が識別されるような情報は公開



市(町村)長 様

住 所  
運送者名  
代表者名(役職名及び氏名)  
電話番号

自家用有償旅客運送輸送実績報告書( 年度上・下期分)について

概況( 年 月 日現在)

		運営協議会地区内		地区外
自家用有償旅客 運送自動車数	寝台車(両)	( )	( )	( )
	車いす車(両)	( )	( )	( )
	兼用車(両)	( )	( )	( )
	回転シート車(両)	( )	( )	( )
	セダン等(両)	( )	( )	( )
	バス(両)			
	計(両)	( )	( )	( )
路線(キロメートル)又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数				

輸送実績( 月 日から 月 日まで)

		運営協議会地区内		地区外
走行キロ(キロメートル)				
輸送人員(人)又は運送回数(回)				
運送収入(千円)				

事故件数( 月 日から 月 日まで)

		運営協議会地区内		地区外
交通事故件数				
重大事故件数				
死者数				
負傷者数				

- 備考
- 1 運営協議会地区内の欄については、運営協議会の地区ごとに記載すること。また、運輸実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
  - 2 地区外の欄にあつては、当該実績報告書を提出する地区外における福祉有償運送について記載すること。
  - 3 自家用有償旅客運送自動車数の欄の( )には、軽自動車数を記載すること。
  - 4 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
  - 5 輸送人員又は運送回数については、福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。
  - 6 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
  - 7 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

## 福祉有償運送事故報告書(上・下期報告 自家用有償旅客運送輸送実績報告書 添付様式)

法人名		事務所所在地		
事務所名		報告日	(年号) 年 月 日	上期・下期 報告分

報告日	(年号) 年 月 日	事故 発生日時	(年号) 年 月 日 時ころ	発生場所	
事故概要	事故の当事者 損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別 等 事故の原因		対応	事故への対処 治療した医療機関・被害者の状況 事故後の対応・損害賠償 等	
再発防止対策					自動車事故報告書 有 無

報告日	(年号) 年 月 日	事故 発生日時	(年号) 年 月 日 時ころ	発生場所	
事故概要			対応		
再発防止対策					自動車事故報告書 有 無

報告日	(年号) 年 月 日	事故 発生日時	(年号) 年 月 日 時ころ	発生場所	
事故概要			対応		
再発防止対策					自動車事故報告書 有 無

報告日	(年号) 年 月 日	事故 発生日時	(年号) 年 月 日 時ころ	発生場所	
事故概要			対応		
再発防止対策					自動車事故報告書 有 無

個人情報保護の観点から、運営協議会の協議の間では、個人が識別されるような情報は公開しない。(例：氏名、住所)

(年号) 年 月 日

埼玉県知事様

名 称  
住 所  
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

3. 運送の区域

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

## 5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合計 (軽)	
	所有	( )		( )		( )		( )		( )		( )	
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )		( )		( )		( )		( )		( )	

軽自動車については、( )内に内数で記載すること

事業用自動車については、欄に記入すること

## 6. 運送しようとする旅客の範囲

	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者
	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに を付すものとする。

## 7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

## 8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

## 9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

(年号) 年 月 日

埼玉県知事様

名称  
住所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

## 6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合計 (軽)	
	所有	( )		( )		( )		( )		( )		( )	
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )		( )		( )		( )		( )		( )	

軽自動車については、( )内に内数で記載すること

事業用自動車については、欄に記入すること

## 7. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者
ト	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに を付すものとする。

## 8. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

## 9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

### 10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

(年号) 年 月 日

埼玉県知事様

名称  
住所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

4. 変更しようとする事項

(1) 運送の区域

新	旧

(2) 運送の種別

新	旧

(3) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	
旧	

5. 変更予定期日

(年号) 年 月 日

埼玉県知事様

名 称  
住 所  
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
2. 登録番号
3. 自家用有償旅客運送の種別
4. 変更した事項

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者の氏名		

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

(3) 運送の区域(減少した場合に限る)

	運 送 の 区 域
新	
旧	



(4) 事務所の名称及び位置

	名 称	位 置
新		
旧		

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
新		所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		持込	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
		合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )
旧		所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		持込	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )
		合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( )内に内数で記載すること  
 事業用自動車については、 欄に記載すること

(6) 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る）

	新	旧
身 体 障 害 者		
精 神 障 害 者		
知 的 障 害 者		
要 介 護 認 定 者		
要 支 援 認 定 者		
基本チェックリスト該当者		
そ の 他		

行うものに を付すものとする。

(7) 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所

	新	旧
氏名又は名称		
住 所		

5. 変更をした日

(年号) 年 月 日

(年号) 年 月 日

様

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名称) 地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村)

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

5. 調った協議の内容

(1) 運送の区域

(2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)

(3) 運送しようとする旅客の範囲

6. その他特記事項

(年号) 年 月 日

(協議会等の名称) 主宰者 市長

地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

埼玉県知事様

## 宣誓書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

年 月 日

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・中型・大型等及び1種・2種）を記載すること。

第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

## 乗務者の就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			
2			
3			

施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

## 運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

住 所  
氏 名

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者 名）	
-----------------	--

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1					
2					
3					

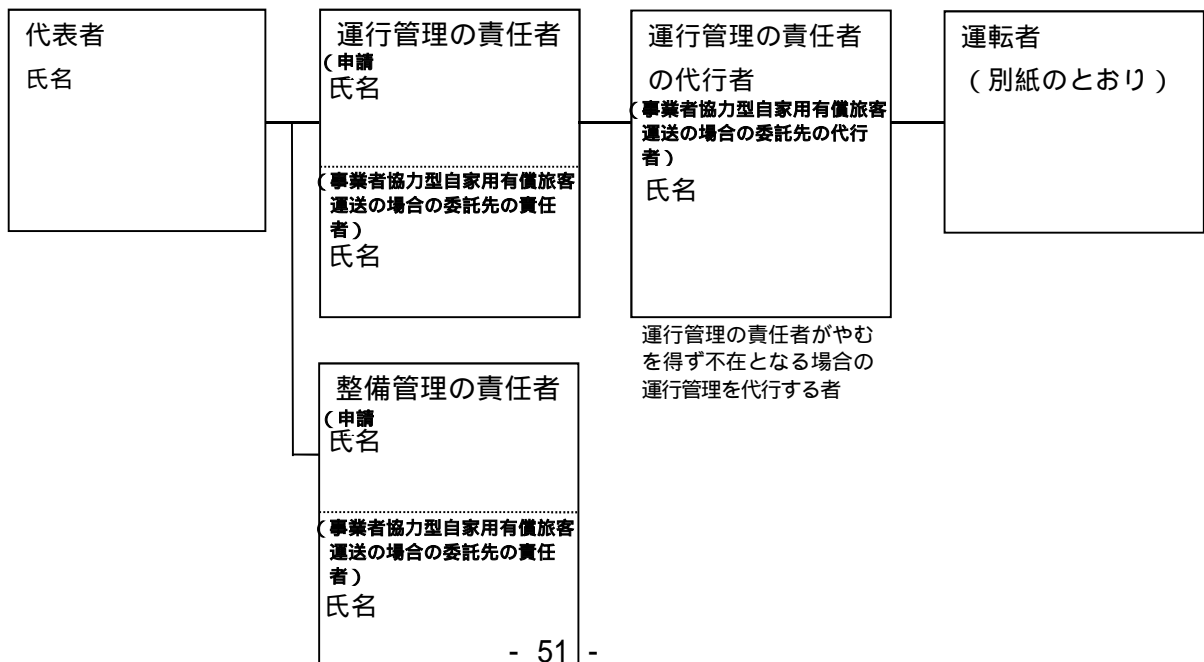
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に 印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に 印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

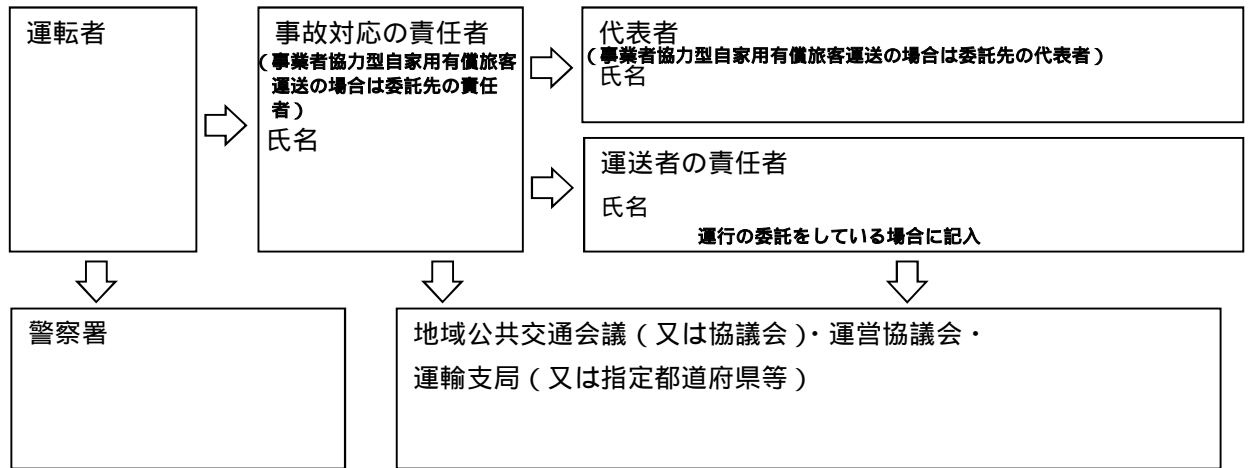
No	氏名	住所	協力
1			
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に 印を記載するものとする。

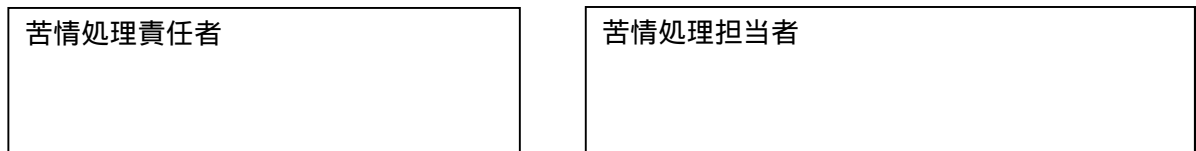
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制



( 契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する )

様式第 8 号

埼 玉 県 知 事 様

## 宣 誓 書

道路運送法第 7 9 条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

### 記

保険 ( 共済 ) の種類	補償金額
対人保険 ( 共済 )	( 無制限 ・ 万円 )
対物保険 ( 共済 )	( 無制限 ・ 万円 )

( 年号 ) 年 月 日

名 称  
住 所  
代表者の氏名



埼玉県

種別 交通空白地 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（ 年度）

埼玉県知事 様

住 所  
 運送者名  
 代表者名（役職名及び氏名）  
 電話番号

概況（ 年3月31日現在）

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国	
自家用有償旅客 運送自動車数	寝台車（両）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	車いす車（両）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	兼用車（両）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	回転シート車（両）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	セダン等（両）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	バス（両）				
	計（両）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
路線（キロメートル）又は運送の区域					
運送する旅客の範囲及び数		イ:身体障害者 人 ロ:精神障害者 人 ハ:知的障害者 人 ニ:要介護者 人 ホ:要支援者 人 ヘ:基本チェックリスト 人 ト:その他 人	イ:身体障害者 人 ロ:精神障害者 人 ハ:知的障害者 人 ニ:要介護者 人 ホ:要支援者 人 ヘ:基本チェックリスト 人 ト:その他 人	イ:身体障害者 人 ロ:精神障害者 人 ハ:知的障害者 人 ニ:要介護者 人 ホ:要支援者 人 ヘ:基本チェックリスト 人 ト:その他 人	イ:身体障害者 人 ロ:精神障害者 人 ハ:知的障害者 人 ニ:要介護者 人 ホ:要支援者 人 ヘ:基本チェックリスト 人 ト:その他 人

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国	
走行キロ（キロメートル）					
輸送人員（人）又は運送回数（回）					
運送収入（千円）					

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国	
交通事故件数					
重大事故件数					
死者数					
負傷者数					

- 備考
- 1 種別の欄には、該当する事項を で囲むこと。
  - 2 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
  - 3 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
  - 4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の（ ）には、軽自動車数を記載すること。
  - 5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
  - 6 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあつては輸送人員を、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。
  - 7 交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
  - 8 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

自 動 車 事 故 報 告 書					
埼玉県知事 様		自動車の使用者の氏名又は名称 住 所 電話番号			
		年 月 日 提出			
発生日時	年 月 日 時 分	路線名 又は 道路名	道 線		
天 候	1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪 5 霧 6 その他				
発生場所	埼玉県 市 郡 区町村 番地				
当該自動車の使用の本拠の名称及び位置			自動車登録番号 又は車両番号		
当時の状況					
現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）					
当時の処置					
事故の原因					
再発防止 対 策					
備 考					

事故の種類	区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通傷害	15 その他	危険認知時の速度	km/h																							
	発生順																危険認知時の距離	m																							
	転落の状態	落差 m								水深 m								スリップ距離	m																						
	衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触					2 側面衝突 5 物件衝突					3 追突					当該自動車の事故時の走行等の態様			1 直進 (加速)	2 直進 (減速)	3 直進 (定速)																			
	車名	型式	車体の形状		初度登録年又は初度検査年												道路上での事故の場合には事故発生地点			1 車道	2 歩道	3 横断歩道																			
	事業用	1 乗合旅客 3 乗用旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 6 特定貨物							2 貸切旅客 4 特定旅客 ロその他 7 特定第二種							死傷事故の場合には死傷者の状態			1 左側通行	2 右側通行	3 信号無視	4 車道通行	5 歩道通行	6 横断歩道歩行	7 車の直前横断	8 斜横断	9 飛び出し	10 酩酊	11 路上作業	12 路上遊戯	13 乗降中	14 安全地帯	15 自転車運転	16 その他							
	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送					3 その他					車両の故障に起因する場合には故障箇所			1 原動機 (速度抑制装置を除く)	2 速度抑制装置	3 動力伝達装置	4 車輪 (タイヤを除く)	5 タイヤ	6 車軸	7 操縦装置	8 制動装置	9 緩衝装置	10 燃料装置	11 電気装置	12 車枠及び車体	13 連結装置	14 乗車装置	15 物品積載装置	16 窓ガラス	17 騒音防止装置	18 ばい煙等の発散防止装置	19 灯火装置及び指示装置	20 反射器	21 警音器	22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等)	23 計器 (速度計、走行距離計等)	24 消火器	25 内圧容器及びその附属装置	26 運行記録計	27 その他
	種別	1 普通		2 小型		3 その他												氏名		才																					
	乗車定員	人		当時の乗車人員														年 齢		才																					
	最大積載量	kg		当時の積載量														経 験 年 数		年 月																					
	許可等の必要性	制限外許可		1 有		2 無														自動車運転を職業とする者については勤務状況		本務・臨時の別		1 本務		2 臨時															
	許可等の取得状況	制限外許可		1 有		2 無														事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数		乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離		時間 km																	
	貨物の内容	1 土砂等			2 長大物品等			3 コンテナ			4 生コンクリート		5 危険物等		6 冷凍、冷蔵品		7 原木、製材		8 引越		9 その他		最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計		勤務日数		日		乗務距離		km										
	積載危険物等	運搬の有無		1 有		2 無														損害の程度		1 死亡		2 重傷		3 軽傷															
		種類		1 危険物		2 火薬類		3 高压ガス		4 核		5 R I		6 毒劇物		7 可燃物		品名及び積載量又は放射能の量		品名 ( ) kg、l		( ) Bq		過去3年間の事故の状況		(過去3年間の事故件数)		件		過去3年間の道路交通法の違反の状況		(過去3年間の違反件数)		件							
	イエローカードの携行状況		1 有		2 無														過去3年間の適性診断の受診状況		1 有		2 無		(最近の受診年月日)		年 月 日		(適性診断受診場所)												
道路等	種類	1 道路 (イ高速自動車国道 口自動車専用道路等 ハその他)														2 その他の場所		最近の健康診断の受診年月日		(最近の受診年月日)		年 月 日																			
道路の幅員	m																	本務・臨時の別		1 本務		2 臨時																			
こう配	1 平たん		2 上り		3 下り												損害の程度		1 死亡		2 重傷		3 軽傷																		
道路の形態	1 直線		2 右曲り		3 左曲り		4 交差		5 つづら折り		路面の状態		1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結		シートベルトの着用状況		1 着用		2 非着用		3 非装備														
警戒標識の設置	1 有		当該道路の制限速度														km/h		運行管理者		氏名		氏名		運行管理者資格者証番号																
踏切の状態	1 遮断機付き		2 警報機付き														3 その他		死亡		人 (うち乗客)		人																		
営業所及び運行等の状況	当時の運行計画		(発地・経由地・着地)														重傷		人 (うち乗客)		人																				
	運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)		安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)		1 有		2 無												軽傷		人 (うち乗客)		人																		
	運送形態		1 下請運送		2 その他												事業者番号		再発防止対策																						
	荷送人の氏名又は名称及び住所																																								
	荷受人の氏名又は名称及び住所																																								

## 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

## 自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

### 身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">イ</td> <td style="width: 70%;">身体障害者</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">6 級</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">5 級</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">4 級</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">3 級</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">2 級</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">1 級</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>精神障害者</td> <td style="text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">3 級</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">2 級</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">1 級</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハ</td> <td>知的障害者</td> <td style="text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">軽 度(C)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">中 度(B)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">重 度(A)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">最 重 度( )</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> </tr> </table>	イ	身体障害者	人 数		6 級			5 級			4 級			3 級			2 級			1 級					合計			ロ	精神障害者	人 数		3 級			2 級			1 級					合計			ハ	知的障害者	人 数		軽 度(C)			中 度(B)			重 度(A)			最 重 度( )		合 計			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">ニ</td> <td style="width: 70%;">要介護認定者</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">要 介 護 1</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">要 介 護 2</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">要 介 護 3</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">要 介 護 4</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">要 介 護 5</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ホ</td> <td>要支援認定者</td> <td style="text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">要 支 援 1</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">要 支 援 2</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ヘ</td> <td>基本チェックリスト該当者</td> <td style="text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ト</td> <td>その他の障害を有する者</td> <td style="text-align: center;">人 数</td> </tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">肢 体 不 自 由</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">内 部 障 害</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">知的障害（認定者を除く）</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">精神障害（認定者を除く）</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">そ の 他</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">総合計</td> <td></td> </tr> </table>	ニ	要介護認定者	人 数		要 介 護 1			要 介 護 2			要 介 護 3			要 介 護 4			要 介 護 5		合計			ホ	要支援認定者	人 数		要 支 援 1			要 支 援 2		合計			ヘ	基本チェックリスト該当者	人 数				合計			ト	その他の障害を有する者	人 数		肢 体 不 自 由			内 部 障 害			知的障害（認定者を除く）			精神障害（認定者を除く）			そ の 他		合 計			総合計		
イ	身体障害者	人 数																																																																																																																																
	6 級																																																																																																																																	
	5 級																																																																																																																																	
	4 級																																																																																																																																	
	3 級																																																																																																																																	
	2 級																																																																																																																																	
	1 級																																																																																																																																	
合計																																																																																																																																		
ロ	精神障害者	人 数																																																																																																																																
	3 級																																																																																																																																	
	2 級																																																																																																																																	
	1 級																																																																																																																																	
合計																																																																																																																																		
ハ	知的障害者	人 数																																																																																																																																
	軽 度(C)																																																																																																																																	
	中 度(B)																																																																																																																																	
	重 度(A)																																																																																																																																	
	最 重 度( )																																																																																																																																	
合 計																																																																																																																																		
ニ	要介護認定者	人 数																																																																																																																																
	要 介 護 1																																																																																																																																	
	要 介 護 2																																																																																																																																	
	要 介 護 3																																																																																																																																	
	要 介 護 4																																																																																																																																	
	要 介 護 5																																																																																																																																	
合計																																																																																																																																		
ホ	要支援認定者	人 数																																																																																																																																
	要 支 援 1																																																																																																																																	
	要 支 援 2																																																																																																																																	
合計																																																																																																																																		
ヘ	基本チェックリスト該当者	人 数																																																																																																																																
合計																																																																																																																																		
ト	その他の障害を有する者	人 数																																																																																																																																
	肢 体 不 自 由																																																																																																																																	
	内 部 障 害																																																																																																																																	
	知的障害（認定者を除く）																																																																																																																																	
	精神障害（認定者を除く）																																																																																																																																	
	そ の 他																																																																																																																																	
合 計																																																																																																																																		
総合計																																																																																																																																		

# 旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

### 安全な運転のための確認表

令和 年 月 日

番号	運転者氏名	乗務前後	確認日時	実施方法	非対面の場合の 具体的方法	疾病	疲労	酒気 帯び	その他理由	アルコール 検知器の使用	運行の安全確保 のための指示内容	その他必要な事項	確認者
1		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
2		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
3		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
4		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
5		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		



# 乗 務 記 録

日 付	
運 転 者 名	
自動車登録番号	

	会 員 名	付添人	発 地 主な経過地 着 地	運送に要した時間及び距離			収受した対 価
				開 始	終 了	乗務距離	
1		人	( )	:	:		円
2		人	( )	:	:		円
3		人	( )	:	:		円
4		人	( )	:	:		円
5		人	( )	:	:		円
6		人	( )	:	:		円
7		人	( )	:	:		円
8		人	( )	:	:		円
9		人	( )	:	:		円
10		人	( )	:	:		円
11		人	( )	:	:		円
12		人	( )	:	:		円
13		人	( )	:	:		円
計		人					円

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、原因
-----
-----
-----
-----
-----

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

# 運 転 者 台 帳

氏 名	生 年 月 日	自家用有償旅客運送の運転者 となった日	そ の 他
住 所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

## 講 習 等 の 受 講 歴

### 1 . 道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習 ( 運転者講習 ) 等

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

### 2 . 道路運送法施行規則第51条の16第 3 項に定める講習又は資格の有無 ( セダン型自動車を運転する場合に必要な講習等 )

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	訪 問 介 護 員 等 の 資 格
年 月 日		資格等の名称 :
年 月 日		取得年月日 :
年 月 日		

年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等 ( 規則第51条の16第2項 )

健 康 状 態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由



作成番号	
作成年月日	令和 年 月 日

## 運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運 転 免 許 証 の 有 効 期 限	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第51条の16第3項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印



作成年月日	令和 年 月 日
-------	----------

# 事故の記録

事務所名	
------	--

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)

## 事故の発生場所


## 事故の概要 (損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等)


## 事故の原因


## 再発防止対策


# 苦 情 処 理 簿

事務所名

--

受 付 者

--

申 告 者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	
( 申告内容 )		
( 原因究明の結果 )		処理担当者 :
( 苦情に対する弁明の内容 )		処理担当者 :
( 改善措置 )		処理担当者 :

(参考様式)

年 月 日

埼玉県知事 殿

名 称 :

住 所 :

代表者の氏名 :

### 自家用有償旅客運送の登録の廃止届出

このたび、自家用有償旅客運送を廃止したので、道路運送法第79条の11の規定に基づき、下記のとおり届出します。

#### 記

1 . 名称、住所、代表者の氏名

2 . 自家用有償旅客運送の種別  
(福祉有償運送)

3 . 登録番号

4 . 廃止年月日  
年 月 日

5 . 廃止の理由

# X 資料編

国自旅第161号  
平成18年9月15日  
一部改正 国自旅第219号  
平成21年12月18日  
一部改正 国自旅第633号  
平成25年4月10日  
一部改正 国自旅第370号  
平成27年4月1日  
一部改正 国自旅第332号  
平成30年3月30日  
一部改正 国自旅第212号  
平成30年12月28日  
一部改正 国自旅第330号  
令和2年3月31日  
一部改正 国自旅第315号  
令和2年11月27日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

今般の道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う新たな協議会組織が多くの地方公共団体で設置され、関係者の意見等が反映されるよう関係者に対し本法改正の趣旨の周知徹底を図ることとされていることから、別紙のとおり「地域公共交通会議及び運



営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体その他の関係者と連携を図りつつ、地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第9条の2）、運営協議会（道路運送法施行規則第51条の7）（以下、地域公共交通会議と運営協議会を併せて「会議等」という。）の場を活用して地域の需要に対応した乗合輸送サービス又は自家用有償旅客運送の提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

また、本通達では、上記の趣旨を踏まえ、地域公共交通会議の設置を促進する等の観点から別添1のとおり「地域公共交通会議設置要綱（モデル要綱）」、別添2のとおり「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」について、運営協議会の設置を促進する等の観点から別添3のとおり「有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）」についても併せて呈示することとしたので、会議等の運用の参考とされたい。

なお、一般乗合旅客自動車運送事業においては、各々の事業者が地域交通の利便性向上に積極的に貢献することを前提としつつ、路線定期運行を基本とし、全体として整合性のとれたネットワークが構築されることが重要であり、地域公共交通会議における協議に当たっても、このような考え方について地方公共団体を始めとする関係者の理解が得られるよう努められたい。

本通達に伴い、「地域交通会議の設置並びにコミュニティバス及び乗合タクシーの許可基準の弾力化等について」（平成17年3月30日国自旅第308号）は、廃止する。

附則（令和2年11月27日付け国自旅第315号）

「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第145号）は、令和2年11月26日限り廃止する。

## 〔別紙〕地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン

### 1. 会議等の目的

- (1) 地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。
- (2) 運営協議会は、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとする。運営協議会は、自家用有償旅客運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。

### 2. 会議等の設置及び運営

- (1) 会議等は、一又は複数の市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が主宰する。都道府県単位で会議等を設置する場合には、都道府県の区域を交通圏、経済圏等を勘案したブロックに分割し、それぞれのブロックごとの分科会形式などにより開催することが望ましい。この場合において、分科会の構成員、運営方法は当該会議等に準ずるものとする。また、施行規則第15条の4第2号及び「地域協議会の要件に関する告示」（平成13年国土交通省告示第1202号）に規定する地域協議会の分科会とすることもできる。
- (2) 会議等は、地方公共団体の長が主宰するものとする。また、複数市町村の合同で主宰する場合及び都道府県が主宰する場合は、都道府県及び市町村がそれぞれ担当の窓口を定めるとともに、運営において重要な事項については関係市町村等の協議により決定する等、緊密な連携と適切な役割分担のもと円滑な運営が確保されるよう努めるものとする。
- (3) 会議等の会長は、必ずしも地方公共団体の職員のみでなく、会議等の構成員の中から互選により選任することもできるものとする。また、会議等の要綱に定めることによって、副会長その他運営に必要な役員を置くこと及び会議等の委員の任期を定めることができるものとする。
- (4) 会議等を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表するものとする。
- (5) 会議等の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、協議が調った事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。
- (6) 委員の招集が困難である場合等にあつては、会議等があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面

の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(7) 会議等において協議が調った事項に係る軽微な変更（工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第17条及び法第79条の7ただし書に規定する、天災等やむを得ない事由によりその路線において運行することができなくなったときを除く。）や、設定している運賃に変更のない停留所の変更、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新等の会議等が軽微と認める変更）に伴う協議については、会議等に（9）に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができるものとする。

なお、会議等が軽微と認める変更事項は、あらかじめ設置要綱に記載することが望ましい。

(8) 一度会議等において協議が調った事項を内容の変更なく反復継続して行う場合（過去において既に同意されているものを繰り返し実施する夏休みの子ども運賃割引等）には、更なる協議は不要であるが、必要に応じて会議等への報告を行うものとする。

(9) 会議等は、必要と認める場合には、会議等の下に幹事会をおくことができるものとする。幹事会は、申請内容の事前審査、会議等の円滑な運営のための方法（関係者間で協議を調える内容に関する部分を除く。）等の審査を行い、幹事会において審査した事項に関して会議等に報告するものとする。

### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針

会議等においては、次の（1）～（6）に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的な協議を行うものとする。

なお、協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。

また、特にコミュニティバスの導入について協議を行うに当たっては、「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」（別添2）に定める事項にも留意するものとする。

さらに、自家用有償旅客運送の導入について協議を行うに当たっては、主宰者は、自家用有償旅客運送を行おうとする者（有効期間の更新の登録、変更登録を行おうとする者を含む。以下「申請者」という。）に対し、協議に必要な資料の提出を求められることができるものとする。

#### (1) 地域の移動ニーズの把握

会議等において、必要な交通手段の導入について建設的に協議を行うためには、地方公共団体が把握する地域交通課題等の具体的な情報をもとに、地域の移動ニーズを明らかにすることが必要である。

なお、潜在的な移動ニーズの把握にあたり、地方公共団体の交通政策部局と福祉部局との連携や情報共有等が重要である。

#### (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

地域公共交通会議においては、地域住民の生活に必要な乗合旅客輸送の確保、利便性の向上を図るため、責任ある議論が行われることが求められる。その際、路線定期運行を中心に整合性のとれた地域交通ネットワークが構築されるよう留意する必要がある。なお、法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等については、(7)に規定する。

#### ① 運行の態様

地域公共交通会議では、地域の実情に応じた適切な運行の態様について十分な協議を行うことが重要である。路線不定期運行又は区域運行については、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているものであることについて適切に判断されることが必要である。

#### ② 運賃及び料金

地域公共交通会議で協議が調った運賃及び料金については、法第9条第4項の規定により届出をもって足りるとされている。運賃及び料金の種類、額、適用方法については、社会的経済的事情に照らし利用者に過度の負担を強いることがないこと、また、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、特定の旅客に差別的な取扱いがなされないこと等に留意しつつ、十分協議した上で適切な内容を判断することが必要である。

#### ③ 事業計画（路線、営業区域、使用車両等）

路線不定期運行、区域運行については、路線定期運行との整合性がとられていることが必要であり、設定しようとする路線、営業区域が適切なものか十分協議する必要がある。

営業区域については、地域公共交通会議で協議が調った地区単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが営業区域内にあることを要するものとする。

なお、地域公共交通会議が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の営業区域は、当該地域公共交通会議の地域の全域とするのではなく、主な利用者の居住地、目的地等地域の実情に照らして合理的であり、運行の管理が適切かつ確実に実施できる範囲の地区を定めるものとする。

使用車両については、地域特性又は路線特性等に即した使用車両が望ましいことから、仕様、形状、乗車定員等についても協議することが望ましい。

#### ④ 運行計画

地域公共交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング的運行については弾力的に取扱うこととされているが、利用者利便や安全の確保を無視した運行時刻の設定が行われないようにする必要がある。

なお、運行回数や運行時刻の変更については、地域公共交通会議への報告事項とする等、あらかじめ設定の範囲について協議しておくことが望ましい。

#### ⑤ 路線又は営業区域の休廃止等

(イ) 路線定期運行

地域公共交通会議の協議結果に基づく輸送サービスに係る路線の休止又は廃止についても地域公共交通会議において協議することが望ましい。

(ロ) 路線不定期運行、区域運行

路線不定期運行に係る路線の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止、区域運行に係る営業区域の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止については、協議結果に基づく輸送サービスを含む場合には、地域公共交通会議において協議することが望ましい。

⑥ その他必要と認められる措置

地域公共交通会議は、上記以外の事項についても、必要に応じ、運行しようとする者等から説明を求めるなどにより協議して差し支えない。

(3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

① 自家用有償旅客運送の導入に関する基本的な考え方

地域交通の検討に当たっては、まず既存のバス・タクシーといった交通事業者の活用を十分に検討する必要があるが、需要が希薄となり、従来の民間の交通事業者ではサービス提供が困難な場合においては、自家用有償旅客運送や互助による輸送等も含めて交通ネットワークのあり方を考えることが必要である。

(イ) 交通空白地有償運送について

交通空白地有償運送の必要性が認められる場合とは、過疎地域や交通が著しく不便な地域において、バス、タクシー等の交通事業者による輸送サービスの供給量が、地域住民又は観光旅客を含む来訪者の需要量に対して十分に提供されていないと認められる場合、その他当該地域における営業所が存しない場合、営業所が遠隔地にあるため旅客の需要に的確に応じることが困難となっている場合など、実質的に交通事業者によっては当該地域の住民又は観光旅客を含む来訪者に必要な旅客輸送の確保が困難となっている状況であると認められる場合又はそのような事態を招来することが明らかな場合などが想定されるが、具体的には地域の実情に応じて会議等において適切に判断されることが必要である。

導入の検討に当たっては、持続可能な移動手段の確保のため、当該地域における一般旅客自動車運送事業者の状況を踏まえつつ、法第79条の2第1項第5号に定める事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が、法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び施行規則第51条の2の2に掲げる車両整備管理について協力する自家用有償旅客運送。以下単に「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）の導入についてもあわせて検討し、協議を行うことが望ましい。

(ロ) 福祉有償運送について

当該地域における福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得るが、この場合も（イ）と同様、地域の実情に応じて会議等において適切に判断されることが必要であり、導入の検討に当たっては、持続可能な移動手段の確保のため、当該地域における一般旅客自動車運送事業者の状況を踏まえつつ、事業者協力型自家用有償旅客運送の導入についてもあわせて検討し、協議を行うことが望ましい。

#### （ハ）運送の区域

運送の区域は、会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、会議等において協議により定められた区域とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

会議等が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該会議等の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

なお、当該市区町村の交通環境等の状況から、会議等の協議に基づき、運送の区域を市町村内の一部の地域に限定することができる。この場合において、運送の区域を見直す場合は、再度、会議等の協議を調える必要があるものとする。

#### ② 旅客から収受する対価

自家用有償旅客運送において、旅客から収受しようとする対価が、施行規則第51条の15各号の規定及び関係通達（「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号））の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められているものと認められること。この場合において、申請者に対し、旅客から収受する対価の額等について、議論のために必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする対価について、必要に応じ申請者から説明等を聴取するものとする。

#### ③ その他必要と認められる措置

会議等は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、確認するものとする。

（イ）運送しようとする旅客の範囲

（ロ）自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数

（ハ）運転者に求められる要件

（ニ）損害賠償措置

- (ホ) 運行管理の体制
- (ヘ) 整備管理の体制
- (ト) 事故時の連絡体制
- (チ) 苦情処理体制
- (リ) その他必要な事項

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項

既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等を協議事項とすることができる。

なお、法第20条第2号の協議を行う場合には、次の事項について協議するものとする。

- ① 営業区域外旅客運送の必要性
- ② 営業区域外旅客運送の対象となる地域
- ③ 営業区域外旅客運送を行う事業者
- ④ 営業区域外旅客運送を行う期間
- ⑤ その他必要な事項

(5) 互助による運送との連携に関する事項

地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、(2)(3)の協議においては、交通事業者や自家用有償旅客運送と、互助による登録又は許可を要しない形態の運送との連携についても十分配慮した協議を行うことが必要である。

(6) 会議の運営方法その他会議等が必要と認める事項

輸送サービスの変更等会議等が必要と認める事項について協議を行う。

(7) 法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等

- ① 地域公共交通会議において法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項

地域公共交通会議において法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項等は、以下に掲げる事項である。

(道路運送法上協議を調える必要がある事項)

・自家用有償旅客運送に関する事項

- ① 自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録

自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録については、法第79条の4第1項第5号及び施行規則第51条の7の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であることについて、地域公共交通会議において協議を調えることとされている。

- ② 旅客から收受する対価

旅客から收受する対価については、法第79条の8第2項及び施行規則第15条の15の規定の基準に基づき、地域公共交通会議において協議を調えることとされている。

(「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」において協議が調っていることが許認可の要件とされている事項)

・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送に関する事項

① 運行の態様

路線不定期運行又は区域運行については、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（平成13年8月29日国自旅第71号。以下「申請処理方針」という。）」1.（2）③において、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議等で地域交通ネットワークの観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要が無い場合はこの限りではない。）であることとしている。

② 事業計画（使用車両、最低車両数）

使用車両の乗車定員については、申請処理方針1.（3）②、（4）①及び（5）①において、地域公共交通会議又は協議会（施行規則第4条第2項の協議会をいう。）の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができることとしている。

最低車両数については、申請処理方針1.（3）③、（4）②及び（5）②において、地域公共交通会議又は協議会の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合は、最低車両数の定めのない限りとしている。

(許認可の手続等について、協議が調っていることによって特例が認められる事項)

① 運賃及び料金

地域公共交通会議で協議が調った運賃及び料金については、法第9条第4項及び施行規則第9条の2の規定により届出をもって足りるとしている。

② 事業計画（路線、営業区域）

路線又は営業区域については、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間に対する設定方針について」（平成13年12月26日国自旅第129号）1及び2において地域公共交通会議又は協議会で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、通常3ヶ月又は2ヶ月をそれぞれの事案ごとに、概ね2ヶ月又は1ヶ月を目処とした迅速な処理をすることとしている。

③ 運行計画



「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領」（平成13年9月27日国自旅第90号）4.（2）②において地域公共交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング的運行の要件に該当する場合であっても弾力的に取扱うこととしている。

④ 路線又は営業区域の休廃止等

（イ）路線定期運行

「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて」（平成13年9月26日国自旅第92号）Ⅰ. 1（3）において、地域公共交通会議の協議結果に基づき路線を休止又は廃止する場合のうち、地域公共交通会議が地域協議会の分科会として位置付けられている場合及び利用者の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合には、必要となる届出について休止又は廃止予定日の30日前までの届出でよいこととしている（通常は6ヶ月前までの届出）。

（ロ）路線不定期運行、区域運行

路線不定期運行に係る路線の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止、区域運行に係る営業区域の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止については、「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて」（平成13年9月26日国自旅第92号）Ⅱ. 及びⅢ. において、地域公共交通会議において協議が調っていれば、この場合に必要となる事業計画変更認可申請については、廃止予定日の30日前までの申請でよいこととしている（通常は2ヶ月前までに申請）

② 運営協議会において法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項

運営協議会において法に基づく手続き上協議を調える必要がある事項は、以下に掲げる事項とする。

（道路運送法上協議を調える必要がある事項）

・ 自家用有償旅客運送に関する事項

① 自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録

自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録については、法第79条の4第1項第5号及び施行規則第51条の7の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であることについて、運営協議会において協議を調えることとされている。

② 旅客から收受する対価

旅客から收受する対価については、法第79条の8第2項及び施行規則第15条の15の規定の基準に基づき、運営協議会において協議を調えることとされている。

#### 4. 会議等の構成員

- (1) 地域公共交通会議の構成員は、施行規則第9条の3第1項に掲げる者とし、運営協議会の構成員は、施行規則第51条の8第1項に掲げる者とする。ただし、施行規則第9条の3第2項又は第51条の8第2項の規定により、地域の実情により、構成員に上記以外の者を加えることができる。

地域公共交通会議において自家用有償旅客運送に係る協議を実施する場合は、施行規則第9条の3第2項第2号の「地域公共交通会議の運営上必要と認められる者」として、当該地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等を加えることとする。

自家用有償旅客運送の実施において、観光旅客を含む来訪者を輸送対象とする場合は、地域の観光資源の活用を図る観点から、観光協会や観光関連事業者等の観光関係者を構成員に加えることが望ましい。

- (2) 構成員を選任し、又は変更するに当たっては、会議等の公正・中立な運営を行い得るよう、地域公共交通会議にあっては施行規則第9条の3第1項に、運営協議会にあっては施行規則第51条の8第1項各号に掲げる構成員ごとのバランスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮する。
- (3) 自家用有償旅客運送に係る申請者に対しては、会議等を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、会議等（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとする。ただし当該申請者（市町村が申請者である場合を除く。）が会議等に参加する場合にあっては、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。
- (4) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合には、円滑な協議を誘導するため、地域公共交通のエキスパートなどの人材を第三者のコーディネーターとして加えるよう配慮する。
- (5) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合には、その必要性については、地域の移動制約者の現状について、ケアマネージャーや保健師等、移動制約者の代弁者も加えることで、現場の実状を詳細に把握するよう配慮する。なお、会議等に移動制約者の代弁者を参加させる等、地域の実情に応じ、会議間での緊密な連携を図ることが必要である。
- (6) 会議等の構成員は、地域住民の交通利便の確保・向上のために、目的意識を共有し、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」（平成26年1月20日国土交通省、総務省告示第1号）七に掲げる事項を十分に理解して会議に参画することが必要である。

#### 5. 会議等における協議

### (1) 会議等において協議を調える方法

会議等の協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスにも配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、(4)の検討プロセスに基づき(ただし、地域のニーズに対応した交通手段の確保のために、会議等がこれによらない協議を行う旨決議した場合を除く。)、十分議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ会議等の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

議決に係る方法は、必ずしも全会一致を意味するものではなく、多数決など会議等の設置要綱に定められた議決方法により決することにより、協議が調ったものとする。

協議が調った場合には、地域公共交通会議にあっては、施行規則第9条第2項又は施行規則第51条の3第4号に規定する書類を、運営協議会にあっては、施行規則第51条の3第4号に規定する書類を、申請者(届出者)に対し交付するものとする。

### (2) 会議等において既に調った協議事項の見直し方法

法第79条の12第1項第4号に規定する関係者間における協議については、その行う自家用有償旅客運送に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難でなくなったこと又は地域において必要な旅客輸送を確保するため必要でなくなるに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続き上の透明性に配慮するものとする。

### (3) 会議等における検討プロセス

会議等において、地域の移動ニーズに対応した交通(乗合タクシー等)を適切な役割分担により円滑に導入するために、以下の検討プロセスにより、協議を行うものとする。

#### ① 地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関する提案

地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関し、具体的な提案(運行内容(路線又は区域)、運賃及び料金、実施時期が定められているもの。)を2ヶ月以内に提出するよう、会議等から地域の交通事業者に対して求めることとする。

なお、期限内に具体的な提案がない場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、③の協議を行うものとする。

#### ② 提案内容に関する協議

①又は⑤の提案について、地域の移動ニーズへの対応の観点から、会議等に対して提案があった日から最長4ヶ月間の協議を行うものとし、実施するとの協議結果となった場合は、これをもって会議等における協議が調ったものとみなす。

なお、4ヶ月間の期間内に実施するとの協議結果に至らなかった場合は、地

地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、③の協議を行うものとする。

③ 自家用有償旅客運送についての協議

地域の移動ニーズに対応した自家用有償旅客運送（種別、運送主体、運行内容（路線又は区域）、利用者から収受する対価、実施時期等）について協議するものとする。

④ 自家用有償旅客運送の交通事業者に対する運行委託に関する協議

③で協議した自家用有償旅客運送について、交通事業者への運行委託による実施を協議し、委託可能との協議結果に至らなかった場合は、市町村又は特定非営利活動法人等による実施について、協議を行うこととする。

⑤ 更新登録における検討プロセスによる協議

現に実施されている自家用有償旅客運送に対して、提案者から、交通事業者による困難性が認められないとの意見を付した上で、具体的な提案を行う場合、提案者は現に実施されている自家用有償旅客運送の有効期間の満了日の4ヶ月前までに会議等に提案を行い、②～④に基づき検討を行うものとする。

この場合、地域の移動ニーズに対応した交通手段の安定的な確保の観点から、当該提案により提供される輸送サービスの持続性を踏まえ、自家用有償旅客運送の更新登録を行うことを含め、慎重に検討を行うものとする。

⑥ 検討プロセスの運用

上記の検討プロセスの運用については、会議等の設置要綱において、検討プロセスに基づく協議結果は会議等において議決されたものとする旨を、あらかじめ定めるものとする。

ただし、現に行われている協議の状況や段階等を踏まえ、検討プロセスに基づく協議結果は会議等で議決されたものとする旨を、あらかじめ、議決することも可能とする。

6. 会議等において定められた自家用有償旅客運送に関する独自の基準に対する考え方

会議等において、関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）に対する考え方については、当該地域における移動制約者の状況、バス、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて協議され設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。

他方、一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにもかかわらず長期間見直しを行っていないことや、個別の事例につき適用された取扱いを他の事例との違いを吟味せず地域で一律のローカルルールとして適

用するといった取扱いは適当ではない。

このため、会議等ごとに主宰者である市町村が自家用有償旅客運送の運営実態等を踏まえながら適切性について改めて検証を行い、これらに基づいて定められていないと判断されたローカルルール（以下「不合理なローカルルール」という。）については、適時適切に見直しを行う。

毎年度、見直しの進捗状況について、①ローカルルールの内容、②ローカルルール設定の経緯、③判定結果、④判定理由、⑤今後の対応方針、⑥対応結果等をローカルルール検証結果報告書により、毎年3月末現在における検証の推進状況を報告することとする。

それら報告を集計した上で、不合理なローカルルールの見直しが遅れている市町村においては速やかに見直しを行うものとする。

## 7. 申請処分後における主宰者の役割

主宰者は、一般旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者等からの苦情その他に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

都道府県が主宰者である場合は、各関係市町村にも連絡窓口を整備するものとする。

(○○地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

○○市役所○○部○○課

連絡先：TEL ○○○○-○○○○-○○○○

FAX ○○○○-○○○○-○○○○

担当：○○、△△、□□

主宰者は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、輸送の安全の確保等を通じ適切な運営を確保するため、会議等の構成員に通知するとともに、会議等で対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

会議等において必要な指導を行ったにもかかわらず、協議が調っている事項に関し、一般旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者がこれに従わない場合や、相違した運行を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるもの、死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、主宰者は管轄する運輸支局等に連絡を行う等相互に密接な連携を図り対応を協議するものとする。

また、運輸監理部長、運輸支局長、指定都道府県等の長から、会議等で協議した自家用有償旅客運送者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を会議等の構成員に周知するとともに、必要に応じ会議等を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。



〇〇（市町村）地域公共交通会議設置要綱（モデル要綱）

制定（年号）〇〇年〇〇月〇〇日

（目的）

第1条 〇〇（市町村）地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （2）自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- （3）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （1）〇〇市町村長（〇〇都道府県知事）又はその指名する者
- （2）一般乗合旅客自動車運送事業者（〇〇〇〇株式会社）
- （3）一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者（〇〇〇〇株式会社）
- （4）社団法人〇〇県〇〇協会
- （5）住民又は利用者の代表
- （6）〇〇運輸局長（〇〇運輸支局長）又はその指名する者
- （7）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （8）道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

2 自家用有償旅客輸送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、市において現に自家用有償旅客輸送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、〇〇〇〇とする。

- 5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」5.(4)会議等における検討プロセスに基づく協議結果は、交通会議の議決があったものとする。
- 6 交通会議は原則として公開とする。
- 7 交通会議の庶務は、〇〇(市町村)〇〇部(課)において処理する。
- 8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(〇〇地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

〇〇市役所〇〇部〇〇課

連絡先：TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当：〇〇、△△、□□

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする。]

(幹事会)

第〇条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(交通会議における協議が調った事項に係る軽微な変更事項)

第〇条 交通会議は、次に掲げる変更事項について、軽微なものと認め、当該変更に伴う協議については、第〇条に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができる。

(1) △△

(2) ××



## コミュニティバスの導入に関するガイドライン

### 1. 目的

本ガイドラインは、「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」に定めるもののほか、市町村等がコミュニティバスを導入する際の留意すべき事項を定めることによって、地域住民にとって便利で効率的な地域交通ネットワークの構築に寄与することを目的とする

### 2. コミュニティバスの定義

本ガイドラインで「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。）
- (2) 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送

### 3. コミュニティバスの導入に際し留意すべき事項

#### (1) 基本的な考え方

地域の交通ネットワークの整備にあたっては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性のとれたネットワークを構築することが重要である。

公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するコミュニティバス以外の路線定期運行をいう。以下同じ。）を補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がある。

#### (2) 事業計画（路線、営業区域、使用車両、停留所等）

路線や区域については、導入するコミュニティバスの地域交通ネットワークにおける役割分担を明確にした上で、路線バスと実質的に競合することのないよう十分に検討すべきである。検討にあたっては、市町村等が同一地域内を運行する路線バスの運行事業者を含む関係者からヒアリングをすることが望ましい。

使用車両については、地域特性又は路線特性等に即して仕様、形状、乗車定員等について検討する必要がある。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年12月15日国土交通省令第111号）」にしたがって所要の要件を満たす必要がある。さらに、使用車両数については、車検、定期点検、事故等の発生に備えた予備車両の必要性について検討

する必要がある。

停留所や乗降場所については、路線バスとの乗り継ぎを考慮して検討する必要がある。

(3) 運行計画（運行系統、運行回数、運行時刻）

路線バスでは運行できない時間帯をコミュニティバスが分担するなど、運行系統、運行回数、運行時刻の設定にあたっては、相互の補完を図り、競合を回避するように配慮すべきである。また、運行時刻の設定は、結節点における路線バスとの接続を考慮して行うべきである。さらに、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年12月3日国土交通省告示第1675号）」に留意する必要がある。

(4) 運賃及び料金等

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

市町村運営有償運送による場合の旅客から收受する対価については、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて（平成18年9月15日付け国自旅第144号）」の定めるところによる。

(5) 市町村等が運行を委託する場合における運行主体の選定方法

運行を委託する場合の運行主体（一般乗合旅客自動車運送事業者）の選定にあたっては、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力等の観点から総合的に評価することが重要である。

総合的に評価する際の評価項目及び評価要素の例は以下のとおりである。評価にあたっての各項目の比重については、運行経費に偏ることのないようにすべきであり、とりわけ運行の安全性には十分な配慮が必要である。

① 運行経費

- ・ 能率的な運営を前提としていること
- ・ 安全運行のために必要な経費等の確保
- ・ 経費の適正な見積もり

② 収益拡大策

③ 運行の安全性

- ・ 旅客運送事業の実績
- ・ 国土交通省による処分の状況
- ・ 重大事故の発生の状況（過去〇年間）（重大事故とは自動車事故報告規則第2条の事故をいう。）
- ・ 運輸安全マネジメントの導入状況

- ・ 運行管理体制
- ・ 整備管理体制
- ・ 営業所と車庫との距離
- ・ 適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画
- ・ 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の設置状況

④ 利用者の利便性

- ・ 高齢者、障害者への配慮（バリアフリー車両の導入等）
- ・ 運転者の教育体制
- ・ 利用者に対する情報提供の体制
- ・ 苦情対応体制
- ・ 他の交通機関とのネットワーク構築に向けた取り組み

⑤ 環境への配慮

- ・ 低公害車の導入状況
- ・ 省エネルギーへの取り組み状況
- ・ 交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証又は ISO14001 の取得の有無

⑥ 緊急時の対応能力

- ・ 事故時の処理体制
- ・ 事故時の損害賠償能力
- ・ 災害発生時等緊急時の対応能力
- ・ 予備車両の状況

(6) 市町村等が運行を委託する場合におけるその他の配慮事項

燃料高騰など運行主体の責に帰すことのできない要因により、運行経費が著しく増加したり実運賃収入が予定運賃収入を著しく下回った場合には、衡平の観点から委託費の適切な見直しが行われることが望ましい。

また、運行主体が新たに車両を購入して運行する場合であって、5年未満で運行委託契約が終了する場合には、残期間の車両償却費の負担について適切な配慮がなされることが望ましい。

【参考事例】

○路線バスと実質的に競合するコミュニティバスを導入したため、利用者の利便性の低下が危惧される事例（3. (1)関係）

- ・ A市は、市中心部において、既存路線バスと実質的に競合する低廉な運賃のコミュニティバスの運行を開始した。既存路線バスは、市中心部を通過して過疎地域を結ぶ赤字路線であるが、コミュニティバスとの競争で市中心部での収入が減少しているため、減便又は廃止を検討している。過疎地域の住民の利便性の低下が危惧される。
- ・ B市は、C社の既存路線バスと実質的に競合する形で、入札で最低価格を提示したD

社に委託しコミュニティバスの運行を開始した。その結果、C社は旅客の逸走から路線の一部撤退を行ったが、その後、D社は経営不振によりコミュニティバスの委託費の増額をB市に要望するも認められないため、コミュニティバスから撤退するおそれがある。コミュニティバスが運行できなくなれば既存路線バスが撤退した地域の住民の足がなくなることとなる。

○路線バスとの役割分担を明確にしてコミュニティバスを導入した事例（3.（2）関係）

E町は、既存路線バスでカバーすることのできない末端地域について、既存路線バスの停留所までの足の確保を目的として乗合タクシーを導入している。なお、既存路線バスとの運賃上の乗り継ぎ抵抗に配慮し、乗り継ぎ割引も導入している。

○路線バスと実質的に競合するコミュニティバスを導入したため、路線バスの輸送人員が減少し補助金の増額につながった事例（3.（2）関係）

F市は、G社の既存路線バスに補助金を交付し路線維持を図っていたが、当該路線に競合するコミュニティバスを導入（運行はG社に委託）したため、既存路線バスの輸送人員が減少し、結果として既存路線バスに対するF市の補助金の増額につながった。

○使用車両の検討が十分に行われなかったことにより問題が生じた事例（3.（2）関係）

H市は、地域公共交通会議の合意に基づきコミュニティバスの運行をI社に委託することとし、I社が一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請を行ったが、使用車両がバリアフリー基準に適合しないことから許可が得られず、財政面の手当を含め使用車両の再検討が必要となり、運行開始が大幅に遅れることとなった。

○路線バスとコミュニティバスの相互の補完を図り利用者利便を向上した事例（3.（3）関係）

J市は中心市街地において、K社の既存路線バスの運行本数が少ない昼間時間帯にコミュニティバス（運賃100円）を運行し利用者利便を高めるとともに、K社の昼間時間帯の路線バス運賃をJ市の負担によって200円まで引き下げ、路線バスとコミュニティバスの運賃格差の是正を図っている。

○自治体の設定した運行ダイヤが運転者の労働時間の制約に抵触していた事例（3.（3）関係）

L市は運行ダイヤ等を定め、入札を経てコミュニティバスの運行をM社に委託したが、M社が実際に運行したところ、少しの遅れで運転者の労働時間の制約に抵触する運行ダイヤとなっていたため、運行開始早々、運行ダイヤの変更が行われた。

○運行経費の多寡のみを基準に事業者を選定したことによって運行に支障が生じた事例（3.（5）関係）

- ・ N市は、入札で最低金額を提示したO社にコミュニティバスの運行を委託したが、O社が運行経費を抑えるために勤務実態のない運行管理者について虚偽の届出をしていたことから、道路運送法第40条の規定に基づく車両停止処分を受けることとなり、コミュニティバスの運行に支障が生じる結果となった。
- ・ P町は、入札で最低金額を提示したQ社にコミュニティバスの運行を委託することとし、Q社が一般乗合旅客事業者運送事業の許可申請を行ったが、運行管理体制が整っていないことなどから許可が得られず、運行直前になって急遽地場の一般乗合旅客自動車運送事業者の協力を得てコミュニティバスの運行にこぎ着けた。
- ・ R市は、入札で最低金額を提示したS社にコミュニティバスの運行を委託したが、S社は経営不振によりコミュニティバスの委託費の増額をR市に要望するも認められないため、コミュニティバスの運行から撤退した。

#### ○コミュニティバスの運行経費の一般的な項目例（3. (5)①関係）

運送費	人件費（運転者、その他）
	燃料油脂費
	車両修繕費
	車両減価償却費（又は車両リース料）
	自動車関係諸税
	保険料
	バス停修繕費
	その他運送費
初期費用	バス停設置費用
	音声合成データ作成費
	その他初期費用
一般管理費	人件費
	その他経費

#### ○安定的な運行に資する委託契約等の事例（3. (6)関係）

- ・ T市とU社のコミュニティバスに関する運行協定書においては、事業者の責に帰さない燃料高騰など外部要因による運行経費の増加が生じた場合、運行負担金の変更を求めることができるとしている。
- ・ V市とW社のコミュニティバス運行に関する協定書においては、W社の車両を使用することとなっているが、運行が5年未満で終了する場合は、使用車両の残存価格の負担について、V市とW社が協議の上別に定めることとしている。

〇〇（市町村） 有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）

制定（年号） 年 月 日

（目的）

第1条 〇〇（市町村）運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、〇〇市の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、自家用有償旅客運送の必要性、これらを行う場合における旅客から收受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- ① 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項
- ② 法第79条の12第1項第4号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- ③ 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

（協議会の構成員）

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- ① 〇〇市町村長又はその指名する職員
- ② （〇〇市町村）を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ③ （〇〇市町村）に現在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- ④ 地方運輸局長若しくは〇〇運輸支局長又はその指名する職員
- ⑤ 関係する地方公共団体の長又はその指名する職員
- ⑥ 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ⑦ （〇〇市町村）において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- ⑧ 学識経験者その他協議会を主催する地方公共団体が必要と認める者

(協議会の運営)

- 第4条 協議会に会長をおき、主宰する地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会の議決の方法は、〇〇〇〇とする。
- 5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」5.(4)会議等における検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。
- 6 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 7 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 8 協議会の庶務は、〇〇(市町村)〇〇〇〇部において処理する。
- 9 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

△△市役所△△部△△課

連絡先：TEL ××××-×××-××××

FAX ××××-×××-××××

担当：〇〇、△△、□□

(守秘義務)

- 第5条 協議会の委員(幹事会の委員)は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

- 第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
- 2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする]

(幹事会)

第〇条 協議会は、運送主体の申請内容その他の協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とすることができる。

3 幹事会は、必要に応じ、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(協議会における協議が調った事項に係る軽微な変更事項)

第〇条 協議会は、次に掲げる変更事項について、軽微なものと認め、当該変更に伴う協議については、第〇条に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができる。

(1) △△

(2) ××